尼崎市総合計画

後期まちづくり基本計画（案）

(2018 年～2022 年)

尼崎市

《 目 次 》

Ⅰ. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１． 総合計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２． 総合計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) まちづくり構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2) まちづくり基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３． 後期まちづくり基本計画（後期計画）の策定 ・・・・・・・・・・・・ 4
４． 後期計画へ反映する新たな要素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(1) 前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化・・・・・・・・・・ 5
(2) 尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(3) 施策評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

Ⅱ. まちづくり基本計画（後期計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
１． 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(1) 施策の方向性を示す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(2) 各主体の役割についての考え方を示す・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(3) 計画の進め方を示す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
２． 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
３． 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(1) マトリックス型の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(2) 施策間の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(3) 施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
４． 施策別の取組（各論）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
各論の構成（施策の見方）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
施策ごとの取組（16 施策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
５． 主要取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
(1) 後期計画における主要取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
(2) 主要取組項目に関する施策間の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
①人の育ちと活動を支援する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
②市民の健康と就労を支援する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
③産業活力とまちの魅力を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
④まちの持続可能性を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
６． 行政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(1) ともにまちづくりを進めるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(2) 市民生活を支え続けるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
(3) 行政運営の実効力を高めていくために・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
７． 計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

Ⅰ．はじめに

1. 総合計画の策定

市民、事業者、行政が互いに協力し、ともに尼崎市の将来を築いていくためには、その過程でみんなが共有でき、一定期間変わることのないよりどころとなるものを、形にしていくことが不可欠です。

尼崎市の現状を踏まえながら、将来に向けどのようなまちをめざしていくのかという「ありたいまち」の姿とその実現に向けた基本的な考え方や互いの役割を共有するとともに、行政に市政運営の中長期的な目標を与え、施策の重点化方向を示すことで規律ある財政運営につとめながらまちづくりを進めていくため、尼崎市総合計画を策定しました。

総合計画は、平成２５年度（2013 年度）から３４年度（2022 年度）までの１０年間を計画期間とし、長期を展望した尼崎市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための施策ごとの取組方向を示す「まちづくり基本計画」を一体として取りまとめました。

尼崎市のめざす方向を示した、この計画をよりどころに、みんなが互いに協力し、工夫しながら、まちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

2. 総合計画の構成と期間

総合計画は、尼崎市の基本となる最も重要な計画であり、各施策ごとに定める分野別計画をたばねる最上位の行政計画です。この総合計画の構成と期間は策定時に次のとおり定めています。

(1) まちづくり構想

①ありたいまち

平成２５年度（2013 年度）から当面の１０年間、尼崎市として実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者と行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿です。

「まちづくり構想に示す４つのありたいまち」

１.人が育ち、互いに支えあうまち　２.健康、安全・安心を実感できるまち
３.地域の資源を活かし、活力が生まれるまち　４.次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

②まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示すものです。

「まちづくり構想に示す３つのまちづくりの進め方」

１.市民主体の地域づくり　２.ともに進めるまちづくり
３.まちづくりを支える行政のしくみづくり

(2) まちづくり基本計画

市民、事業者、行政のそれぞれが「ありたいまち」の実現に向けて取り組んでいくための分野ごとの取組の方向性を示しています。

「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、１０年間の「まちづくり構想」としてまとめています。

「まちづくり基本計画」は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組のねらいや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、「まちづくり構想」の１０年間を前期・後期に分け、計画期間を５年間としています。

この「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」をもって、尼崎市総合計画とします。

なお、後期計画期間中に基本構想も含めた方向性の確認や、その進捗状況の評価等を行い、次期総合計画の策定について検討していきます。

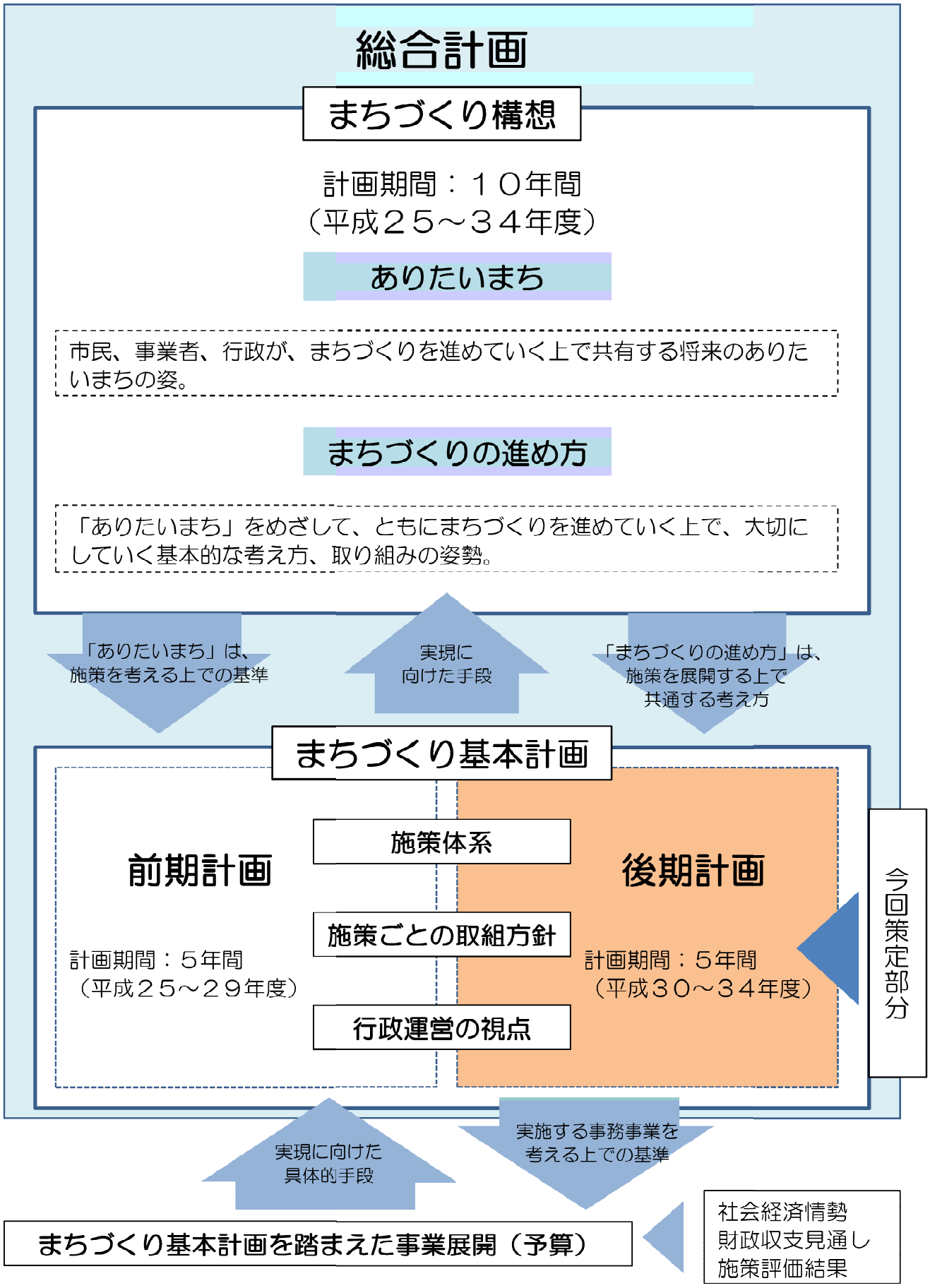
総合計画
まちづくり構想
計画期間：１０年間
（平成２５～３４年度）
ありたいまち
市民、事業者、行政が、まちづくりを進めていく上で共有する将来のありたいまちの姿。
まちづくりの進め方
「ありたいまち」をめざして、ともにまちづくりを進めていく上で、大切にしていく基本的な考え方、取り組みの姿勢。
「ありたいまち」は、施策を考える上での基準
実現に向けた手段
「まちづくりの進め方」は、施策を展開する上で共通する考え方
まちづくり基本計画
前期計画
計画期間：５年間
（平成２５～２９年度）
施策体系
施策ごとの取組方針
行政運営の視点
後期計画
計画期間：５年間
（平成３０～３４年度）
今回策定部分
実現に向けた具体的手段
実施する事務事業を考える上での基準
まちづくり基本計画を踏まえた事業展開（予算）
社会経済情勢
財政収支見通し
施策評価結果

3. 後期まちづくり基本計画（後期計画）の策定

平成２５年度（2013 年度）から平成２９年度（2017 年度）を計画期間としていた前期まちづくり基本計画（前期計画）に引き続き、平成３０年度（2018 年度）から平成３４年度（2022 年度）までを計画期間とする後期計画を策定します。

後期計画は、前期計画に定めたとおり、前期計画に必要な修正等を加えて策定していくことを基本とします。

尼崎市では、平成２８年（2016 年）の市制１００周年にあわせた「尼崎市自治のまちづくり条例の制定」や「尼崎城の再建を契機とする観光地域づくり」など、前期計画の考え方を基に新たな取組が進みつつあります。

平成２７年度（2015 年度）には、人口減少社会に対応する国の地方創生の動きにあわせ、５０年という長期の尼崎人口ビジョンを基に、総合計画のアクションプランとして、その推進に向けた具体的な取組をパッケージで示す尼崎版総合戦略を策定しました。

また、前期計画策定後、その進捗管理として毎年度実施してきた施策評価においては、状況の変化を踏まえながら、各施策の取組を振り返るなかで、今後、重点的に取り組んでいく項目を示すとともに、そのために必要な施策の再編についても検討を進めてきました。

そこで、後期計画の策定にあたっては、これら、①前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化、②尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略、③各年度の施策評価の結果を反映し、各施策の記載内容の更新に加えて、施策を再整理します。また、後期計画期間中に施策間の連携をより重視し推進していく具体的な取組の方向性を主要取組項目において示していきます。

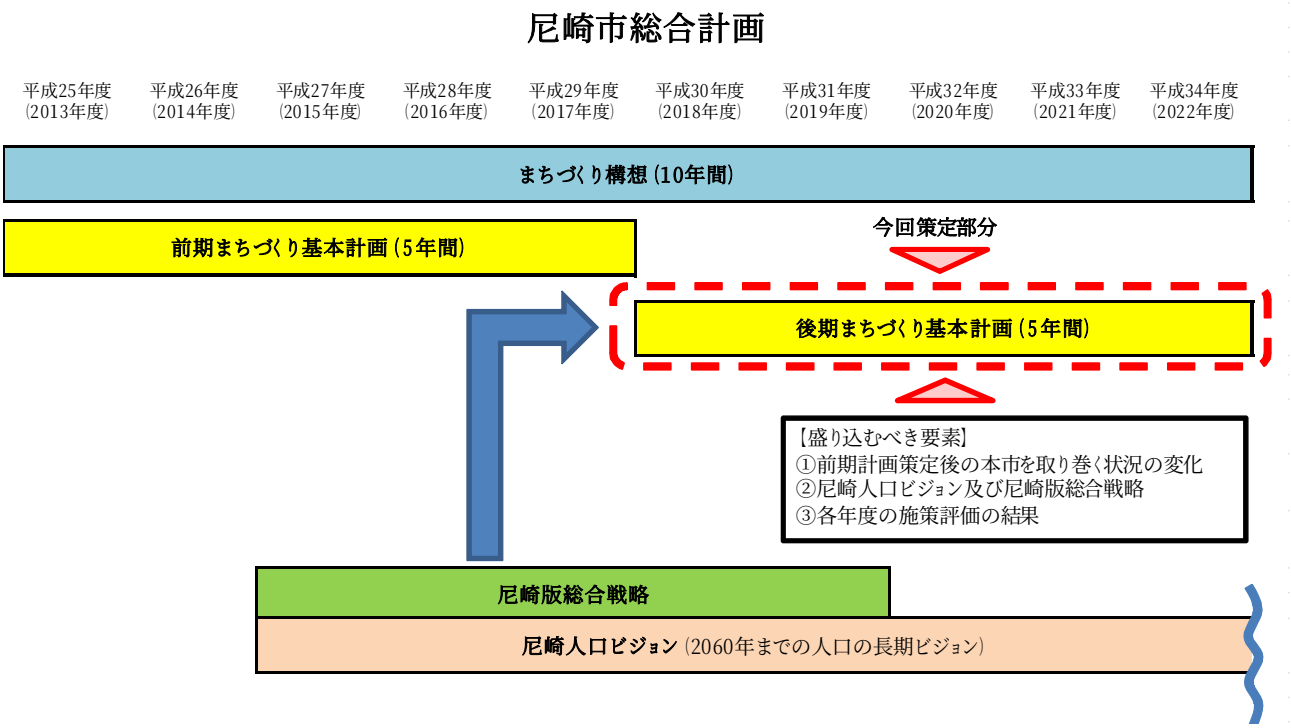

4. 後期計画へ反映する新たな要素

(1) 前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化

■尼崎市の未来に向けた新たな取組

本市は平成２５年（2013 年）に、「環境モデル都市」に選定されました。産業都市として栄えてきた反面、かつては「公害のまち」としてのイメージもありましたが、臨海地域における「尼崎２１世紀の森構想」や大規模開発における「尼崎版スマートコミュニティ」の推進など、経済と環境が共生する取組を進め「環境モデル都市」として着実に変貌しつつあります。

平成２７年（2015 年）には旧大学施設を譲り受け、子どもから大人までの学びと育ちを支援する拠点として「あまがさき・ひと咲きプラザ」の整備を進めています。

平成２８年（2016 年）には、市制１００周年にあわせ、「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定し、今後、自治のまちづくりに向けた歩みをさらに進めていこうとしています。

さらに、平成３０年度（2018 年度）には、尼崎市発祥の地である城内地区に「尼崎城」が寄贈を受け再建されることから、これを契機とした「観光地域づくり」の取組をはじめています。

後期計画においては、こうした尼崎市の未来につながる新たな取組を推し進めていくことが重要です。

環境モデル都市 あまがさき

本市は平成２５年に環境モデル都市として国から選定され、低炭素社会の実現に向け取組を進めています

みんなの尼崎大学

「あまがさき・ひと咲きプラザ」には、みんなの尼崎大学と尼崎市学びと育ち研究所の事務局も設置されています

平成２８年に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定。読本のタイトルはまちにかかわるすべての人に向けたメッセージ「でばんですよ！」

尼崎城プロジェクト推進中！ AMAGASAKI

平成３０年度の尼崎城再建を契機に、地域一体となって観光地域づくりに取り組みます

■まちづくりに関する市民意識

尼崎市では、総合計画に示す各施策について、その進捗状況や関連する項目の市民意識を把握するため、毎年度「まちづくりに関する市民意識調査」を実施しています。

ここでは、最新の調査結果（平成２９年１月実施）から主なものを抜粋し、前期計画策定時の調査結果（平成２２年６月実施）との比較を掲載しています。

調査結果については、毎年度の施策評価に活用し、効果的・効率的な施策展開につなげることで、市民がその効果を実感できる事業展開を目指しています。

①尼崎市への居住意向

●平成２９年と平成２２年の調査結果を比べると、「ずっと住み続けたい」、「当分の間は住み続けたい」が増えており、「市内で移りたい」、「無回答」が減っています。

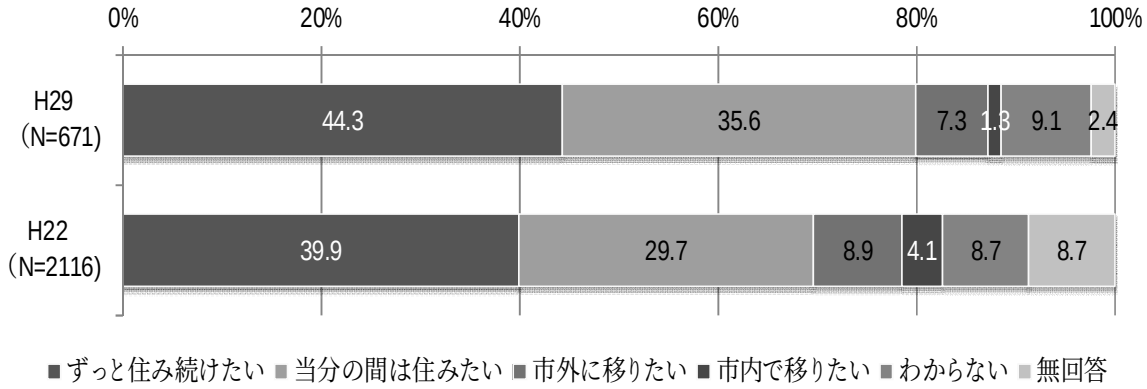

②まちづくりの進め方

●平成２９年と平成２２年の調査結果を比べると、「市民・事業者・行政がもっとお互いに協力しながら進めていくべき」が最も多く、「今のままで良い」が増えています。

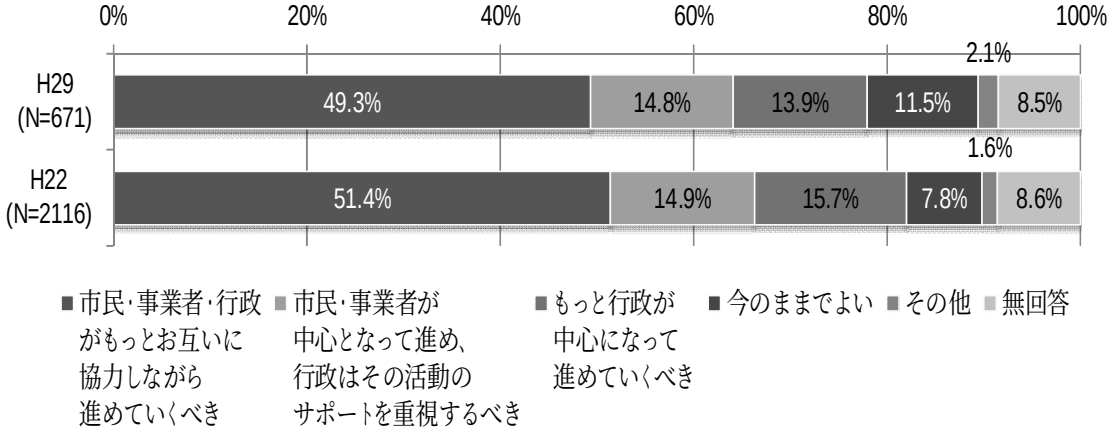

③尼崎市のイメージ

●平成２２年の調査結果と比較すると、「環境が悪く住みにくいまち」が減少し、「公害が少ないまち」、「駅前周辺などがきれいに整備されたまち」が増加しており、環境面へのイメージが改善されています。

●一方で、「マナーのよくないまち」が大幅に増加しています。

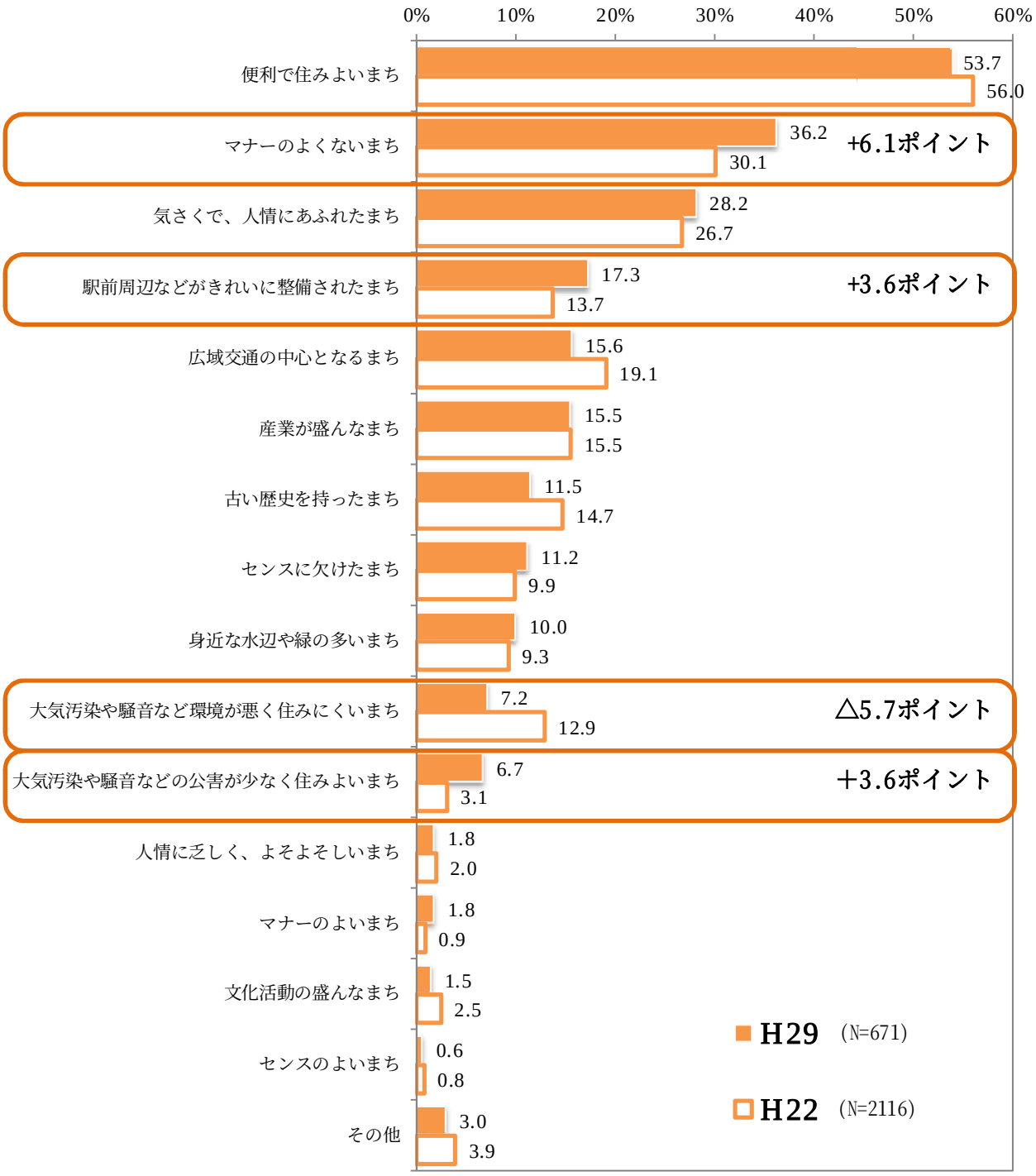

④各施策における市役所の取組に対する5年前との比較評価

- 「どちらかといえばよくなった」では「住環境」（24.7%）が最も多く、次いで「消防・防災」（24.3%）、「高齢者支援」（23.1%）が続いている。
- 「どちらかといえば悪くなった」では「医療保険・年金」（16.4%）が最も多く、次いで「生活安全」（9.1%）、高齢者支援（8.3%）が続いている。

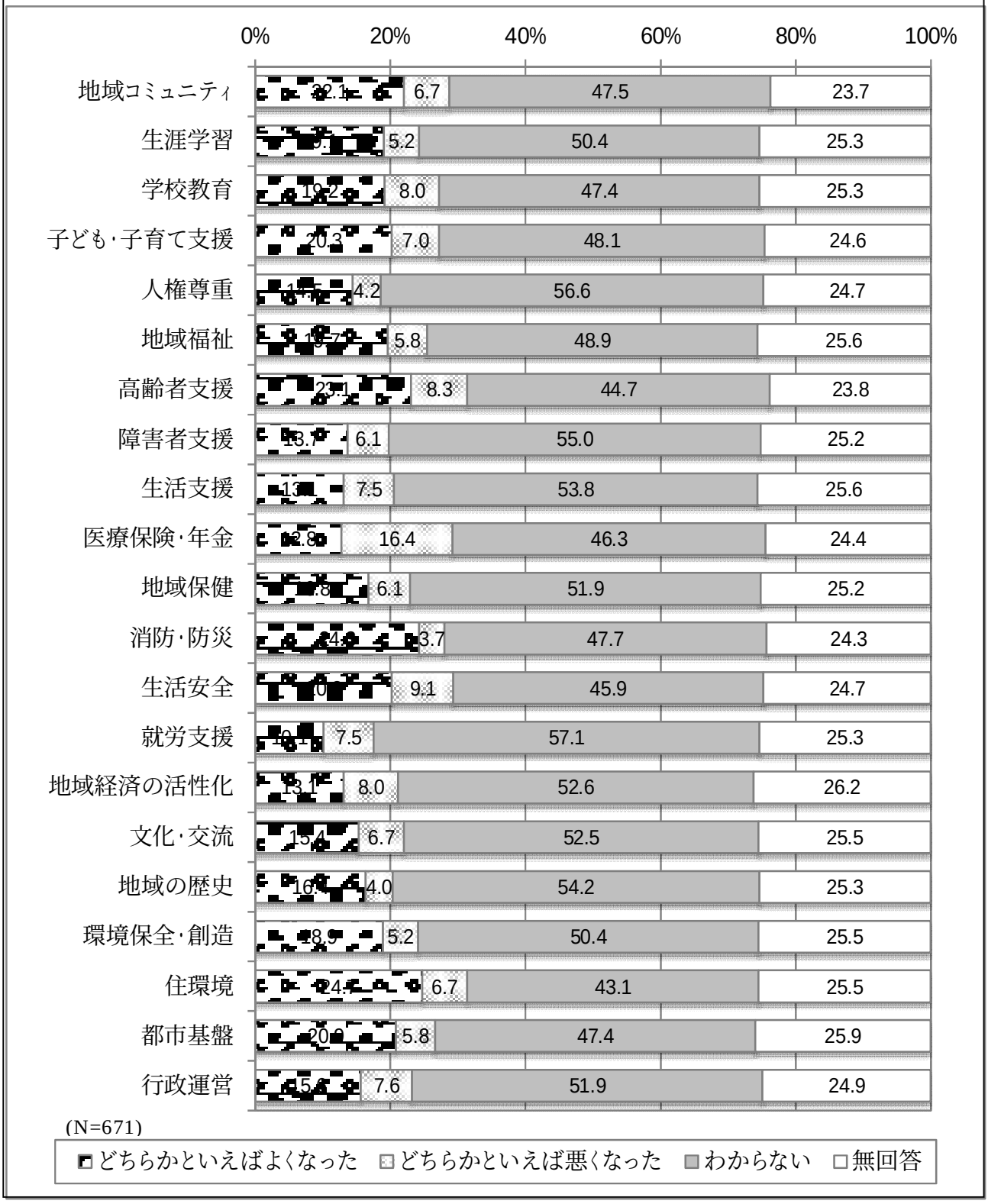

(2) 尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略

■人口減少、少子高齢化の進行

平成２７年（2015 年）に、今後の人口減少社会を見据えた尼崎版総合戦略を策定するにあたり、本市の人口の現状を客観的に分析し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を共有するために「尼崎人口ビジョン」を策定しました。

本市の人口は、産業都市として発展してきた歴史のなかで、高度経済成長期に労働者が多く流入したことによって増加し、昭和４６年（1971 年）にそのピークを迎えましたが、その後は一貫して減少傾向が続いています。

平成３７年（2025 年）の将来推計人口については、前期計画策定時には４０万１千人と見込んでいたものが、人口減少が若干鈍化傾向にあることから、現在では４０万６千人と見込まれていますが、人口減少、少子化・高齢化の大きな傾向は変わっておらず、このままの傾向が変わらなければ平成５２年（2040 年）には３４万１千人にまで減少すると見込まれています。

そういったことから、後期計画期間中においても、引き続き人口の年齢構成バランスを意識しながら、人口減少等の傾向を緩やかにしていくため、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進に向けて、施策を連携して重点的に取り組んでいくことが重要です。

図表　尼崎市における総人口の推移

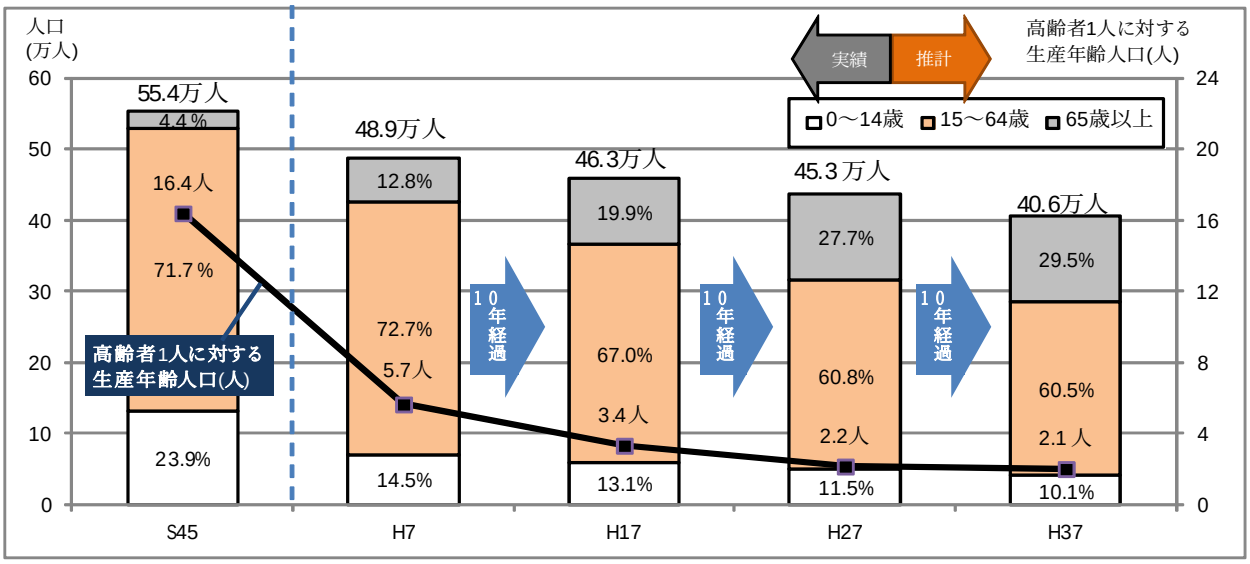

	S45	H7	H17	H27	H37
総人口	553,696	488,586	462,647	452,563	405,729
0～14歳	132,416	70,688	60,080	50,036	40,912
15～64歳	397,105	355,199	306,753	265,526	245,274
65歳以上	24,175	62,438	91,322	121,155	119,543
年齢不詳	0	261	4,492	15,846	0

（資料）「国勢調査報告」、国立社会保障･人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

■人口動態から見える本市の課題

①子育て世代の転出超過の解消

本市の人口動態は、０～４歳と３０歳代が大幅に転出超過になっており、いわゆる「子育て世帯」が近隣市に対して大幅に転出超過になっていることがうかがえます。

アンケート結果などから子育て世代の大幅な転出超過は、まちのイメージ、教育環境、治安・マナーなど、さまざまな課題が複合的に作用した結果生じていると考えられます。そのため、今後、教育や子どもの安全・安心など、子育て世代のニーズに応える取組に一層力を入れるとともに、尼崎市に住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるシビックプライドの醸成に取り組んでいく必要があります。

一方、本市は生活利便性に優れており、２０歳代前半の若年層においては毎年2,000人程度の転入超過が見られることが特長です。

共働き世帯などに対しても強みとなる利便性の良さなどを最大限に活かし、本市を訪れた若者に、尼崎に触れ、住んでみたい、また、住み続けたいと思われるまちをつくっていくことが重要です。

図表　平成25年における尼崎市の年齢５歳階級別純移動数

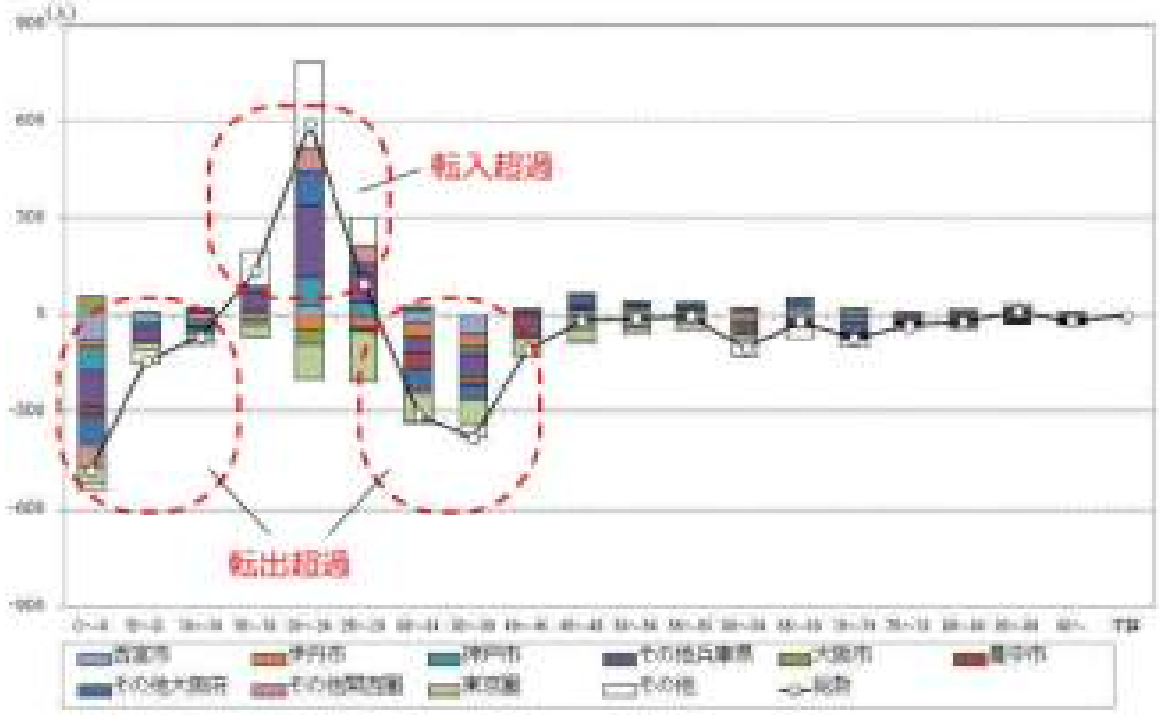

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

② 出生数減少への対応

平成２７年（2015 年）の国勢調査結果における尼崎市の合計特殊出生率は 1.52 と、全国や県の水準と比較すれば高く、他地域に比べて子どもを産みにくい環境ではないものの、一定の人口を維持していくために必要な 2.07（人口置換水準）とは乖離しています。

たとえ、転出超過による社会減少が解消されたとしても、出生率・出生数が回復しない限り、人口は減少し続けます。今後、本市の人口減少の主要因が、これまでの社会減少から自然減少へ移行していくことが見込まれているなか、出生率・出生数を回復するためには、子どもを持ちたいと思う人が、希望の数の子どもを産み育てられるよう、さらに、子育て支援や就労支援などを総合的に取り組む必要があります。

③人口構造の変化への対応

平成２年（1990 年）には 72.5%であった生産年齢人口の比率が、平成２２年（2010 年）には 63.7%まで低下するとともに、その間に高齢者の比率が 23.4%と倍以上になっています。

将来にわたって、この傾向が続くと見込まれるなか、単身高齢者の割合が近隣都市と比較して高い本市においては、今後も、高齢者が出来るだけ長く元気に地域で過ごせるように、超高齢社会にふさわしい「予防」を重視した福祉や健康づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

そういった取組を進めてもなお、今後の超高齢社会においては、高齢者の数に対して若年層が少なくなるといった人口構造の変化は避けられず、変化していく行政ニーズに対応するためには、将来を見据えて行政サービスや施設の配置のあり方を見直していく必要があります。

図表　人口構造の変化

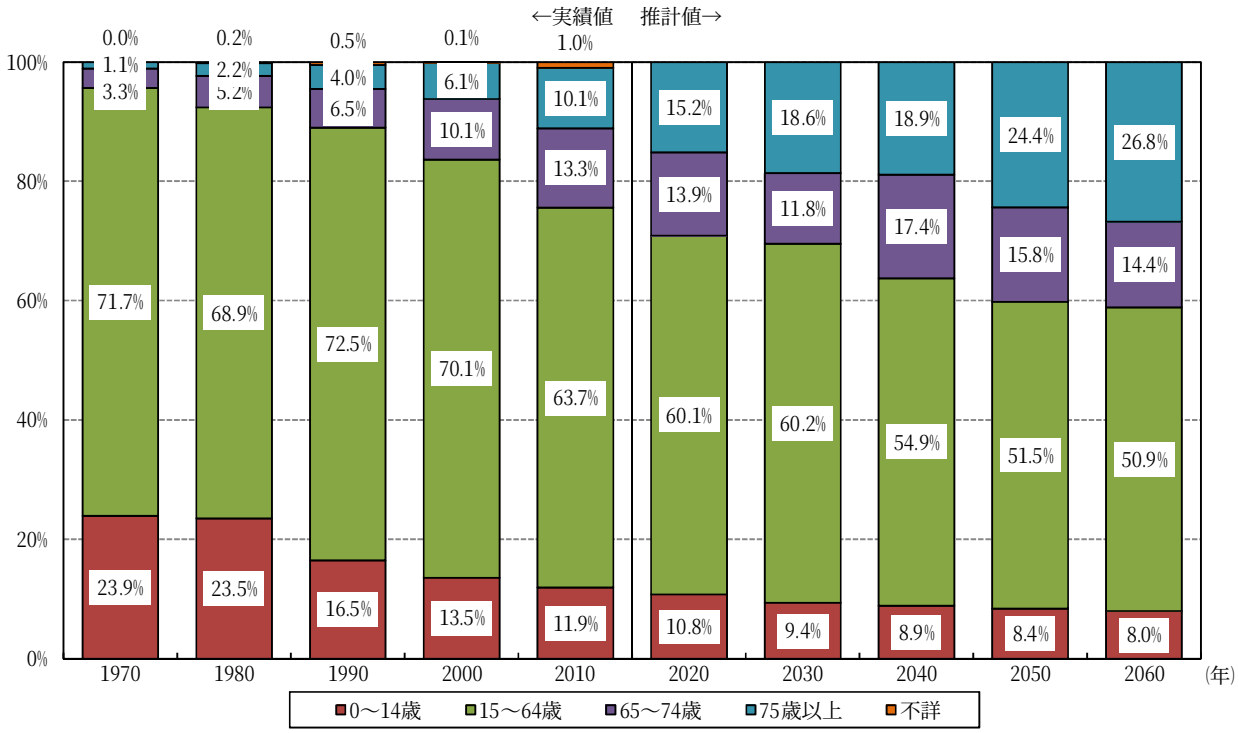

（資料）国勢調査、尼崎人口ビジョン

■尼崎版総合戦略における3つの基本目標

尼崎版総合戦略は、「ありたいまち」に近づけるよう、その取組を推進するために策定したものです。尼崎人口ビジョンをもとに策定した総合戦略は、少子化・高齢化の進行に的確に対応しながら尼崎の創生に向けた３つの基本目標とその基本目標を達成するための「総合戦略を支える６つの政策分野」を示しています。また、毎年度その取組を「総合戦略政策パッケージ」として示しています。

① ファミリー世帯の定住･転入を促進する

【数値目標】

○　５歳未満の子どもがいる世帯の転出超過世帯数（382 世帯　⇒　半減）

○　尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合（34.8%　⇒　50%）

② 経済の好循環と「しごと」の安定を目指す

【数値目標】

○　市の施策を活用して生み出した新たな雇用数（５年後に 350 人）

○　新たな事業にチャレンジしている人・事業者数を増やす（５年間で 1,800 人・社）

③ 超高齢社会における安心な暮らしを確保する

【数値目標】

○　生きがいを持つ高齢者の割合（71%　⇒　75.9%）

○　65～74 歳の要介護認定者数の割合（平成 32 年度推計値 3.70% ⇒ 3.70%以下）

３つの基本目標と６つの政策分野

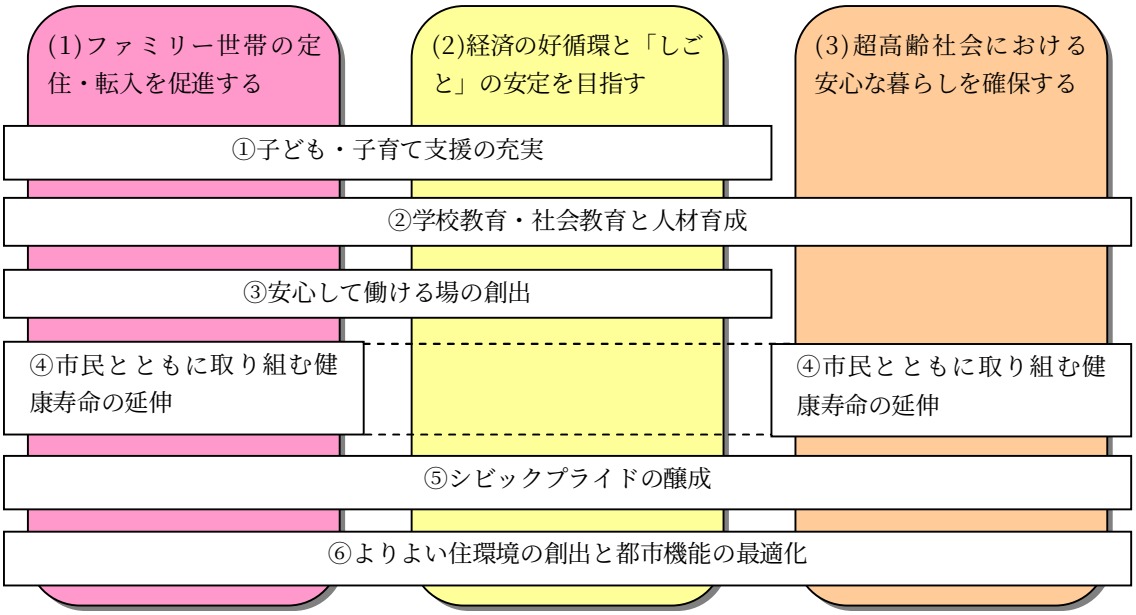

■尼崎版総合戦略の位置づけ

後期計画においてもめざしていく「ありたいまち」の方向性を維持することから、尼崎版総合戦略を引き続き総合計画のアクションプランと位置づけ、計画期間については、これまで平成２７年度（2015 年度）から平成３１年度（2019 年度）としていたものを、後期計画の期間にあわせて、平成３４年度（2022 年度）まで延長します。

なお、３つの基本目標や戦略パッケージなどに示す数値目標については、当初の目標年次である平成３１年度（2019 年度）にその達成状況を確認するとともに、今回延長する平成３４年度（2022 年度）に向けて新たに設定していきます。

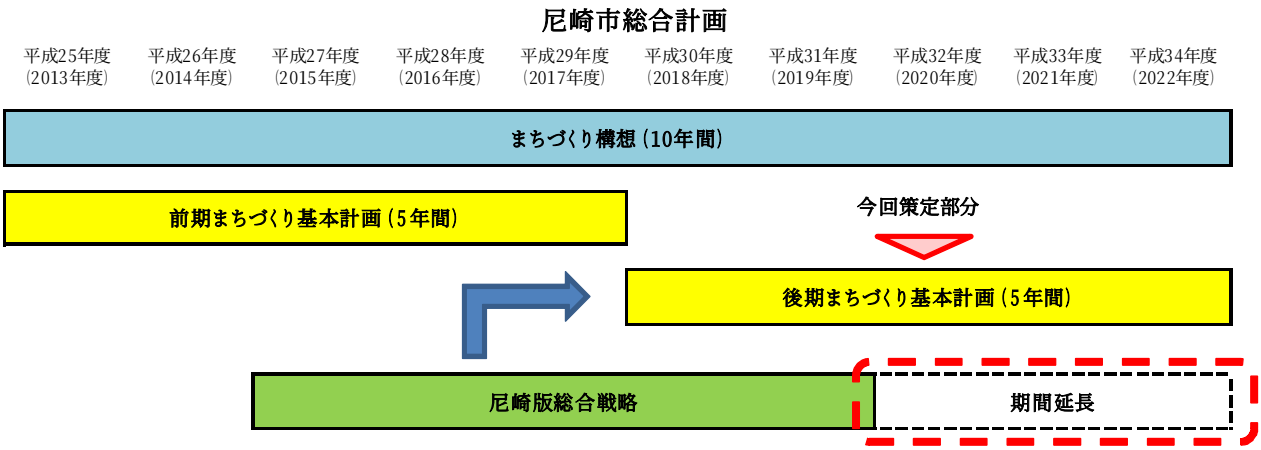

【総合戦略に示す、ありたいまちの実現に向け注力する取組】

(3)施策評価の結果

■今後重点的に取り組む必要のある施策

前期計画策定以降、毎年度実施してきた施策評価においては、各施策の評価に加えて主要取組項目ごとの「成果と課題」や「今後の取組方針」についても示してきました。

そのなかで、総合計画においてめざす「ファミリー世帯の定住・転入促進」に資するものを中心に、今後、「４つのありたいまち」の実現に向け、施策を越えて重点的に取り組んで行くべき項目についても整理されてきました。

後期計画においては、これらの項目への対応を各施策の取組に反映させていくとともに、施策間連携をより重視した効果的な実施についても意識するなかで、改めて主要取組項目にその取組の方向性を示し、重点的に推進していきます。

【施策評価】

まちづくり基本計画では、「ありたいまち」の実現に向け、さまざまな分野ごとに取り組む方向性を「施策」として示しており、毎年度、市民意識調査を踏まえ、各施策において、「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で、１年間の施策の取組を振り返り評価する「施策評価」を行っています。その結果に基づき、施策の展開方向の確認や新規事業の立案、既存事業の改廃など、次年度の予算編成方針に反映させています。

【施策評価を活用した総合計画のＰＤＣＡサイクル】

各年度の施策評価（ＰＤＣＡ）については、その評価結果が積み重なることで前期計画の振り返りとなり、後期計画における施策の枠組みや主要取組項目の取組の方向性に反映されるなど、総合計画のＰＤＣＡにも繋がっています。

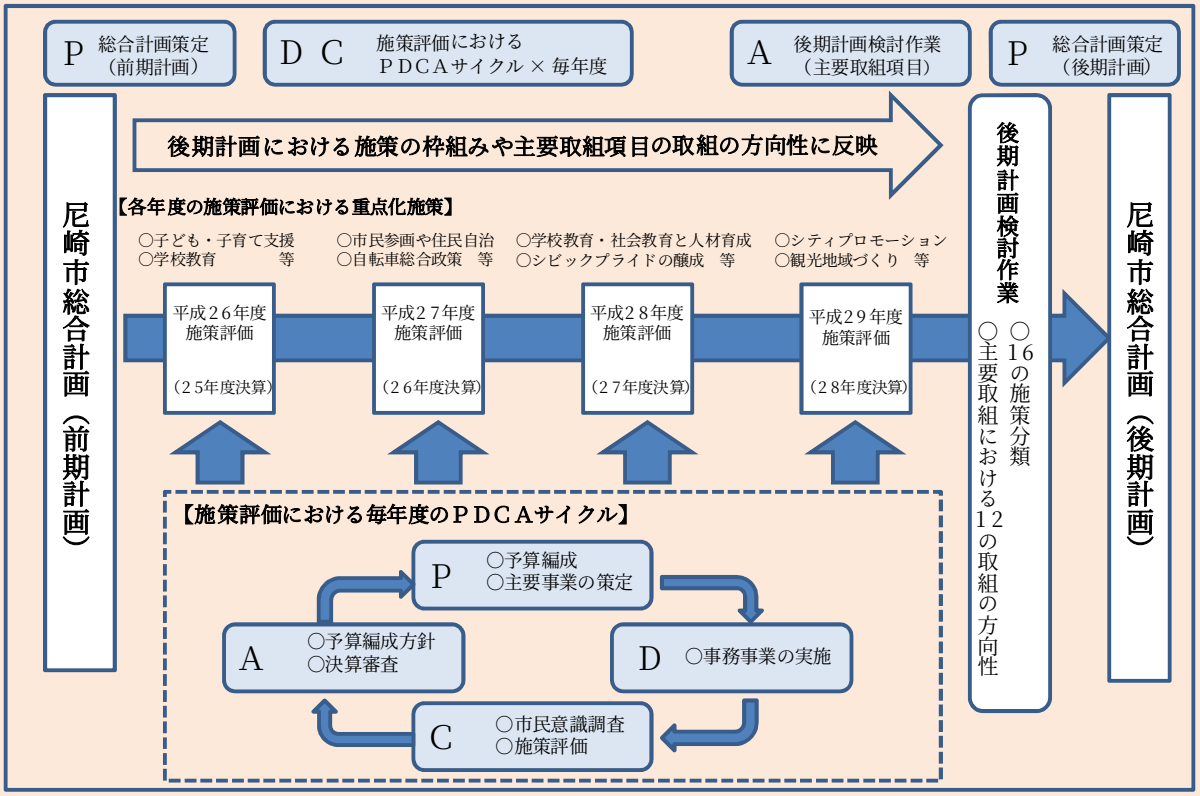

■施策評価を受けて、施策の枠組み等を修正するもの

施策評価を実施するなかで、施策の枠組みや各施策における展開方向の設定についても修正が必要と考えられる項目が出てきており、後期計画においては、下記の項目について修正を行います。

①統合する施策

施策10 施策11	医療保険・年金 地域保健	「ヘルスアップ尼崎戦略」をはじめとする市民の健康予防に資する取組は、前期計画期間中においても、保健・福祉分野が一体となり取り組んできたこと、また、平成３０年度（2018年度）から国民健康保険制度の財政運営の責任主体が市から県へと変更されることなどから、両施策を統合し、「健康支援」として整理する。
施策14 施策15	就労支援 地域経済の活性化	平成２６年度（2014年度）に「地域経済の持続的発展の推進」を目的とする「尼崎市産業振興基本条例」を制定し、産業施策の再構築を図った。同条例の基本理念である「産業の振興」、「起業の促進」及び「雇用就労の維持創出」を一体的に実施していくことから、両施策を統合し、「地域経済の活性化・雇用就労支援」として整理する。
施策16 施策17	文化・交流 地域の歴史	本市は、平成２８年（2016年）の市制１００周年を契機に、尼崎城の再建などまち全体のイメージを飛躍的に変えるチャンスを迎えている。この機を活かし、歴史や文化などの地域資源を次世代に継承していくために守り・育てていくとともに、本市の魅力として広く発信していくことが重要であることから、両施策を統合し、「魅力創造・発信」として整理する。
施策19 施策20	住環境 都市基盤	平成２７年度（2015年度）に策定した総合戦略において「より良い住環境の創出と都市機能の最適化」としてパッケージ化し取り組んでいることから、両施策を統合し、「住環境・都市機能」として整理する。

②施策を越えて整理が必要なもの

施策１	地域コミュニティ	「住民自治・市政参画・職員の人材育成」については、施策間の連携した取組が重要となってくることから、それらに関する展開方向については、後期計画では「主要取組項目」及び「行政運営」に位置づけ取組を推進する。
施策４ 施策９ 施策11	子ども・子育て支援 生活支援 地域保健	安全に安心して産み育てる家庭環境づくりや、一人ひとりの子どもがその持てる力を最大限発揮し豊かな人生を送るためには、妊娠期から子どもの年齢に応じた切れ目のない支援が必要なことから、前期計画においては「施策９　生活支援」に位置づけていた支援を要する子どもへの対応、及び「施策１１　地域保健」に位置づけていた母子保健対策を「施策４　子ども・子育て支援」に位置づけ取組を推進する。

③展開方向を細分化（追加）する施策

施策３	学校教育	前期計画策定以降「こどもの自立支援室」の設置など、精力的に取り組んでいる不登校対策やいじめ対策などを含む「心の育成」については、新たに学力の定着などとは別の展開方向を設定する。
施策13	生活安全	市域が平坦であり自転車利用に適したまちであるが故に、まちの「課題」ともなっていた自転車利用をまちの「魅力」とすべく、展開方向を新たに設定する。

④展開方向を統合する施策

施策２	生涯学習	学習などを「生きがい」としていく取組と、その「学び」を地域社会に活かしていく取組は、あわせて実施し進捗管理を行う必要があることから、それらに関する展開方向を統合する。
施策７	高齢者支援	高齢者自ら、また、地域自らの「自助・共助」の取組が重要性を高めるなか、「高齢者の地域へのかかわり」と「介護予防」をあわせて取り組んでいることから、それらに関する展開方向を統合する。

⑤展開方向を統合するとともに名称を変更する施策

施策５	人権尊重	市民一人ひとりが自らの問題として「人権」を捉えているかといった観点で展開方向を整理するとともに、「人権」について広い視点でより身近な問題として捉えていただけるよう、施策名称を「人権尊重・多文化共生」へと変更し、展開方向を統合する。

【後期計画の施策体系の変更】

２０施策　５６展開方向 → １６施策　４８展開方向

前期計画

	施策名称	展開方向数
1	【地域コミュニティ】	3
2	【生涯学習】	3
3	【学校教育】	3
4	【子ども・子育て支援】	3
5	【人権尊重】	3
6	【地域福祉】	3
7	【高齢者支援】	3
8	【障害者支援】	3
9	【生活支援】	3
10	【医療保険・年金】	2
11	【地域保健】	3
12	【消防・防災】	3
13	【生活安全】	2
14	【就労支援】	3
15	【地域経済の活性化】	3
16	【文化・交流】	3
17	【地域の歴史】	3
18	【環境保全・創造】	3
19	【住環境】	2
20	【都市基盤】	2

後期計画

	施策名称	展開方向数
1	【地域コミュニティ】	2
2	【生涯学習】	2
3	【学校教育】	4
4	【子ども・子育て支援】	4
5	【人権尊重・多文化共生】	2
6	【地域福祉】	3
7	【高齢者支援】	2
8	【障害者支援】	3
9	【生活支援】	2
10	【健康支援】	4
11	【消防・防災】	3
12	【生活安全】	3
13	【地域経済の活性化・雇用就労支援】	4
14	【魅力創造・発信】	4
15	【環境保全・創造】	3
16	【住環境・都市機能】	3

まちづくり基本計画

（後期計画）

平成３０年度～平成３４年度（2018-2022）

Ⅱ．まちづくり基本計画（後期計画）

1. 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力をあわせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、本市の最上位の計画として、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

(1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」の実現に向けた課題と、計画期間における取組の方向性を、「施策」として示しています。

(2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんが取り組むこと」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力をあわせながら「ありたいまち」をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画を基に、市民、事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

(3) 計画の進め方を示す

行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組むことを示すとともに、自律的な自治体運営を続けていくための考え方や計画を着実に進めていくための考え方を示しています。

2. 計画の期間

この計画の期間は、「まちづくり構想」の後半の５年間である平成３０年度（2018 年度）から平成３４年度（2022 年度）までとします。

前期計画にて示した各施策における取組の方向性は、構想の期間を通して中長期に取り組んでいかなければならないことが中心となっていましたが、社会経済情勢等の変化に対応していけるよう、見直しの機会を得るために、計画期間を５か年としていました。そのため、後期計画の期間についても「まちづくり構想」の終期とあわせ５か年とするものです。

3. 施策体系

(1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す４つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と４つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を４つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

(2) 施策間の連携

行政が仕事を進める上で、４つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

たとえば、人をはぐくむ部門（教育等）は、人が活躍できるよう支援する部門（産業部門や地域振興部門等）につないでいくこと、一方で人の活躍を支援する部門は、どのような人材が求められているかを、人をはぐくむ部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

また、これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」です。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場など、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していくことが必要です。

こうしたことから、施策ごとに具体の取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識していきたいと考えています。

「ありたいまち」と施策の関係（右図）について

「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で、４つの「ありたいまち」は、構成されています。

各施策が「どの『ありたいまち』に貢献できるのか」という視点から、「ありたいまち」ごとに関係する施策を示したものが、「施策体系マトリックス」です。

なお、４つの「ありたいまち」自体は、それぞれが独立したものではなく、互いに影響しあうなかで、尼崎市の活力や魅力が高まっていくものと捉えています。

また、施策ごとの具体的な取組内容は、「４．施策別の取組（各論）」において記載しています。

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）

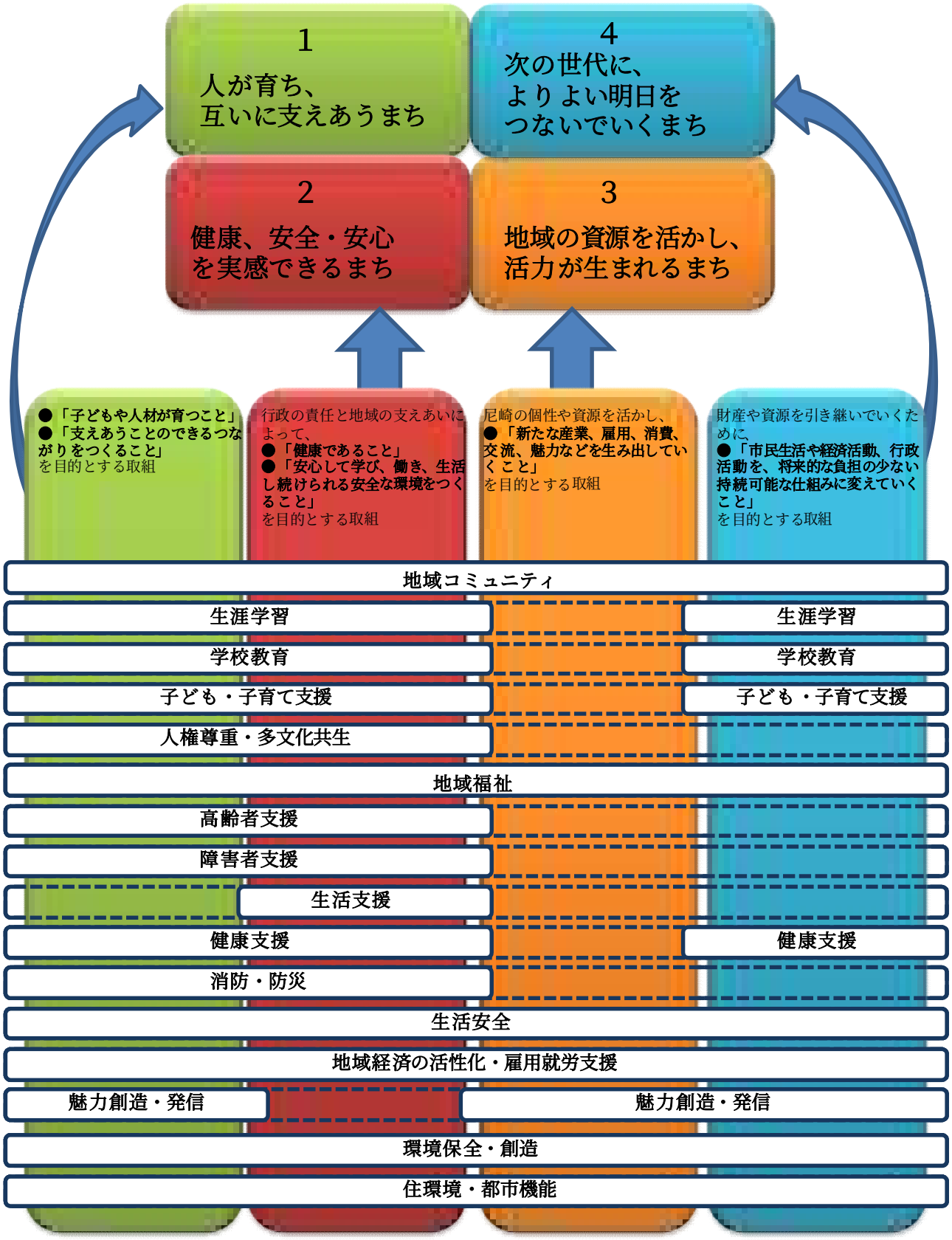

(3) 施策の概要

計画を構成する施策名称と施策の展開方向を一覧にしたものです。

あわせて、「施策の展開方向」と、４つの「ありたいまち」との関係も示しています。

	施策名称		施策の展開方向	４つのありたいまち			
				①	②	③	④
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち	1－1	多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	●	●	●	●
		1－2	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。	●	●	●	●
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2－1	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	●			●
		2－2	健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。		●		
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3－1	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。	●	●		●
		3－2	体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。	●	●		●
		3－3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	●			
		3－4	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。	●	●		
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4－1	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。	●	●		●
		4－2	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	●	●		
		4－3	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。	●	●		●
		4－4	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。	●			
5	【人権尊重・多文化共生】 互いの人権を尊重し、ともに生きるまち	5－1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。	●			
		5－2	人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。	●	●		
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6－1	地域の課題に関心を持ち、行動し、「支えあい」をはぐくむ人づくりを進めます。	●	●	●	
		6－2	市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。	●	●	●	
		6－3	誰もが安心できるくらしを支える基盤づくりを進めます。		●	●	●
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7－1	高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	●	●		
		7－2	福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。	●	●		
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8－1	障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。	●	●		
		8－2	相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。		●		
		8－3	地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。	●	●		
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9－1	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。		●		
		9－2	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		●		

	施策名称		施策の展開方向	４つのありたいまち			
				①	②	③	④
10	【健康支援】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	10－1	健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。	●	●		●
		10－2	感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。		●		
		10－3	地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。		●		
		10－4	国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。	●	●		●
11	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	11－1	火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。		●		
		11－2	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。		●		
		11－3	地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。	●	●		
12	【生活安全】 生活に身近な安全・安心を実感できるまち	12－1	地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	●	●		
		12－2	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。	●	●		●
		12－3	消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		●	●	
13	【地域経済の活性化・雇用就労支援】 地域経済の発展により、活力があふれ、いきいきと働けるまち	13－1	製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。			●	
		13－2	本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。			●	
		13－3	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。		●	●	
		13－4	起業の促進・社会的企業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。	●		●	●
14	【魅力創造・発信】 歴史や文化を守り活かし、人をひきつける魅力があふれるまち	14－1	まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。	●		●	
		14－2	尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人の交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。	●		●	●
		14－3	まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促進するとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。	●		●	
		14－4	まちの歴史をともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。	●		●	
15	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	15－1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。	●		●	●
		15－2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。		●	●	●
		15－3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。			●	●
16	【住環境・都市機能】 安全・安心、快適でくらしやすいまち	16－1	市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりを進めます。	●	●	●	●
		16－2	住環境を向上させ、安全・安心にくらし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。		●	●	●
		16－3	都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。		●		●

《ありたいまち》

⑴ 人が育ち、互いに支えあうまち
⑵ 健康、安全・安心を実感できるまち
⑶ 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
⑷ 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

4. 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という４つの目標を共有しており、施策ごとに、「施策の展開方向」と「ありたいまち」との関係を示しています。

また、「３．各主体が取り組んでいくこと」では、「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行政として支援できること」も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容を基に、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

各論の構成（施策の見方）

１．施策を考える背景

施策を展開していくに当たって踏まえておくべき社会経済情勢や、尼崎市における現状や課題、活用できる資源等について、記載しています。

２．施策の展開方向

「ありたいまち」の実現に向けた各施策の取組を考えるに当たっての、施策展開の方向性を示しています。

また、それぞれの方向性と「ありたいまち」の関連性について図示しています。

施策０１　【地域コミュニティ】

みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

１．施策を考える背景

- 本市では、平成２８年１０月に、さまざまな主体が協力し、より良いまちをつくっていくために、市民・事業者・行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割などを盛り込んだ「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例の趣旨に沿い、多様な担い手の意思と責任により地域コミュニティが活性化していくよう取り組むことが必要です。

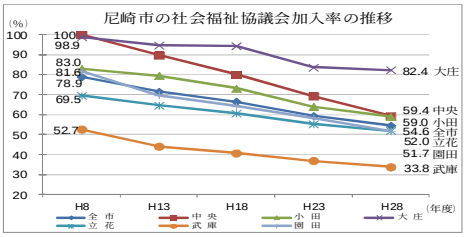

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が多様化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されています。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、なかでも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。
- 地域では、リーダーの高齢化や福祉協会役員等への負担の集中などの課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや、主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民、ＮＰＯ等の新しい公共の担い手となる団体が育まれる環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。

市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。

２．施策の展開方向

１　多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	
２　地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。	

ありたいまち

１　人が育ち、互いに支えあうまち
２　健康、安全・安心を実感できるまち
３　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
４　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

「施策の展開方向」に基づいて、市民・事業者・行政が取り組んでいく役割・期待する役割を記載しています。

このうち、市民・事業者と行政が協働で取り組んでいくことや、行政として市民・事業者の取組を支援することなど、相互の連携が求められるものについては、「行政が取り組んでいくこと」の欄に、「市民・事業者が取り組んで行くこと」の欄の「①」等の数字を記載し、関連性を示しています。

施策間連携

後述の「主要取組項目」に記載する、「後期計画期間における取組の方向性」のうち、当該施策に関連する項目について記載しています。

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①近所づきあいを楽しみ、町会・自治会活動や地域行事に主体的に参加し、身近なコミュニティにおける交流の輪を広げます。 ②地域の歴史や課題を学び、自らのシチズンシップを高めるとともに、より多くの方々の地域への愛着をはぐくみます。 ③さまざまな市民活動・各種団体、行政等との連携を図り、身近な地域課題の解決等に取り組みます。 ④自らがまちづくりの主体であることの自覚を持ち、自己の発言などに責任を持ち行動します。		
行政	【展開方向1】地域分権型社会に向けた取組	市民・事業者	①③
	●地域における住民自治を支えるため、地域振興センターを中心とした地域振興機能の再構築や人員配置のあり方、身近な地域課題の解決等に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方を検討します。 ●自治のまちづくりの推進に向け職員の意識醸成や能力形成について取り組みます。		
	【展開方向2－1】地域コミュニティの形成のための支援	市民・事業者	①③
	●地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場づくりに努めます。 ●市民と行政又は市民同士の相互理解が深まり、多様な主体による協働の取組につながるような交流や対話、活動の機会づくりに取り組みます。		
	【展開方向2－2】地域コミュニティ活動を担う人材の育成	市民・事業者	②④
	●市民の主体的な学習や活動を支援し、学びを通して地域への愛着や地域を支える人材がはぐくまれる環境づくりに取り組みます。 ●職員と市民が互いに学びあい活動する環境づくりや、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。		

施策間連携

推進 「学びの先進都市」の

関連施策 01･02･03･04

推進 自治のまち

05･06 07･10･11 行政運営

延伸 市民の健康寿命の

地域と支える高齢者支援

関連施策 01･06･07･10

４．進捗状況を測る主な指標

施策の進捗状況を測る「ものさし」として、指標を設定しています。

毎年度の「施策評価」において、指標の推移を見ながら、施策の展開状況を振り返ります。

ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査（H29.1）」をさします。

策定時の値：平成 28 年度
目標値　　：平成 34 年度

４.進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	市政に対して関心を持っている市民の割合	市民意識調査において、「市政に対して関心を持っている」と回答した市民の割合です。市民・事業者等が市政や身近な地域に関心を持ち、自らの問題としてともに学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるような地域をめざします。	53.5%	60.0%
2	社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合	市民意識調査において、「身近な地域活動に参加している」と回答した市民の割合です。市民・事業者等が社会福祉協議会をはじめとする自治会活動やさまざまな地域の活動に参加し、身近な地域の魅力を高めていくことをめざします。	24.1%	30.0%

分野別計画等

尼崎市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連するものをまとめています。計画期間については、H29.10.1 現在の内容です。

(※は、期間終了に向け、改定の取組を進めていくもの)

分野別計画

協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）、地域福祉計画（H29～33年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35年度）、生活習慣病予防ガイドライン（H23～34年度）

施策０１　【地域コミュニティ】

みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、くらしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

１．施策を考える背景

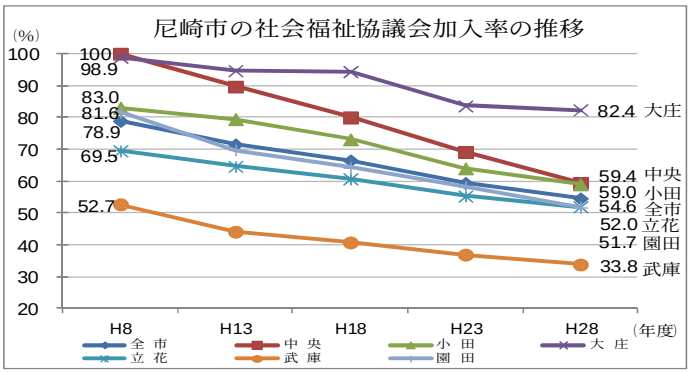

- 本市では、平成２８年１０月に、さまざまな主体が協力し、より良いまちをつくっていくために、市民・事業者・行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割などを盛り込んだ「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例の趣旨に沿い、多様な担い手の意思と責任により地域コミュニティが活性化していくよう取り組むことが必要です。
- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が多様化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されています。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、なかでも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。
- 地域では、リーダーの高齢化や福祉協会役員等への負担の集中などの課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや、主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民、ＮＰＯ等の新しい公共の担い手となる団体が育まれる環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。

２．施策の展開方向

1	多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。
2	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①近所づきあいを楽しみ、町会・自治会活動や地域行事に主体的に参加し、身近なコミュニティにおける交流の輪を広げます。 ②地域の歴史や課題を学び、自らのシチズンシップを高めるとともに、より多くの方々の地域への愛着をはぐくみます。 ③さまざまな市民活動・各種団体、行政等との連携を図り、身近な地域課題の解決等に取り組みます。 ④自らがまちづくりの主体であることの自覚を持ち 、自己の発言などに責任を持ち行動します。		
行政	**【展開方向１】地域分権型社会に向けた取組**	**市民・事業者**	**①③**
	●地域における住民自治を支えるため、地域振興センターを中心とした地域振興機能の再構築や人員配置のあり方、身近な地域課題の解決等に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方を検討します。 ●自治のまちづくりの推進に向け職員の意識醸成や能力形成について取り組みます。		
	【展開方向２－１】地域コミュニティの形成のための支援	**市民・事業者**	**①③**
	●地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場づくりに努めます。 ●市民と行政又は市民同士の相互理解が深まり、多様な主体による協働の取組につながるような交流や対話、活動の機会づくりに取り組みます。		
	【展開方向２－２】地域コミュニティ活動を担う人材の育成	**市民・事業者**	**②④**
	●市民の主体的な学習や活動を支援し、学びを通して地域への愛着や地域を支える人材がはぐくまれる環境づくりに取り組みます。 ●職員と市民が互いに学びあい活動する環境づくりや、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。		

４.進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	**市政に関心がある市民の割合**	市民意識調査において、「市政に関心がある」と回答した市民の割合です。市民・事業者等が市政や身近な地域に関心を持ち、自らの問題としてともに学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるような地域をめざします。	５３.５%	６０.０%
2	**社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合**	市民意識調査において、「身近な地域活動に参加している」と回答した市民の割合です。市民・事業者等が社会福祉協議会をはじめとする自治会活動やさまざまな地域の活動に参加し、身近な地域の魅力を高めていくことをめざします。	２４.１%	３０.０%

分野別計画

協働のまちづくりの基本方向（Ｈ１９年度～）、地域福祉計画（Ｈ２９～３３年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（Ｈ２８～３１年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（Ｈ３０～３５年度）、生活習慣病予防ガイドライン（Ｈ２３～３４年度）

生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに親しめるまちをめざします。

１．施策を考える背景

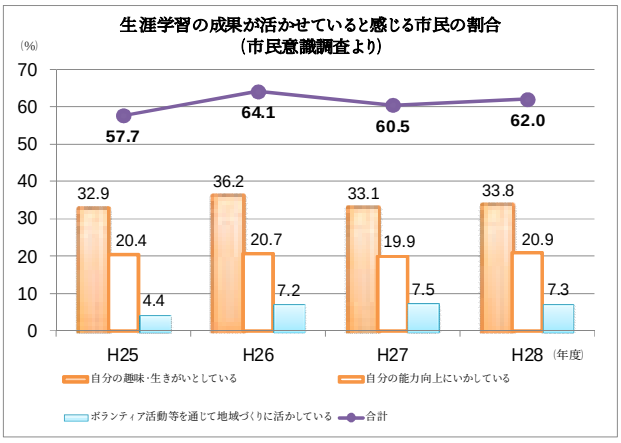

- 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 少子化・高齢化や情報化の進展、就業意識の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化を踏まえた学習・活動機会の充実を図るため、文化施設や高等教育機関、民間教育事業者等との連携が求められています。
- 地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力が学校への支援やまちづくり活動の中で活かされることが大切です。市民アンケートの結果では、「ボランティア活動等を通じて地域づくりに活かしている人」の割合が低いことからも、さまざまな学習活動を通じた仲間づくりへの支援に加え、地域への関心を高める学習の機会を提供するとともに、地域での社会貢献活動等に結び付けること、更にはこれらの情報にアクセスしやすい仕組みが一層必要になっています。
- 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。

２．施策の展開方向

1	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
2	健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①生涯を通じて、自ら学習に取り組むことで、自らの能力を向上させるとともに、生活の充実を図ります。 ②まちづくりや社会貢献などのさまざまな活動に参加するなかで、習得した知識や技能を地域活性化等に活かします。 ③生涯を通じた学習活動の活性化に向けて、市民学習グループ間の交流・連携の活性化などに努めます。 ④生涯を通じたスポーツ活動などに積極的に取り組み、健康増進と生きがいづくり、仲間づくりを行います。 ⑤事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会の提供などを通じて、地域活動への参加や社会貢献に努めます。		
行政	**【展開方向１－１】生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進**	**市民・事業者**	**①②③④**
	●誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、生きがいを感じ、互いに高めあうことができるよう取組を進めます。 ●市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組みます。 ●学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を学校への支援や地域づくりに活かせるようなしくみづくりに取り組みます。 ●学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の学習・活動を支える人材育成等に取り組みます。		
	【展開方向１－２】公共施設・地域資源等の活用による学習支援	**市民・事業者**	**①④**
	●多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による公共施設の有効活用等に取り組みます。 ●歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組みます。		
	【展開方向２】運動やスポーツによる市民の健康づくり	**市民・事業者**	**④⑤**
	●個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組みます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	**学習を活かせる講座の受講者数**	個人の学習を支援し、その成果を地域社会に活かす取組につながる講座を実施し、受講者数を増加させることで、学習の成果を地域づくりに活かせる人づくりをめざします。	１，６３３人	１，７１５人
2	**健康を意識した運動やスポーツを定期的に行っている市民の割合**	市民意識調査において、「運動やスポーツを定期的に行っている」と回答した市民の割合です。気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりを推進し、健康の保持・増進のために意識的に体を動かす習慣を身に付けた市民の増加をめざします。	４６.２%	４９.０%

分野別計画

スポーツ推進計画（Ｈ２７～３１年度）、協働のまちづくりの基本方向（Ｈ１９年度～）、次世代育成支援対策推進行動計画（Ｈ２８～３１年度）

教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち

子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学校（幼稚園を含む。）が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の充実したまちをめざします。

１．施策を考える背景

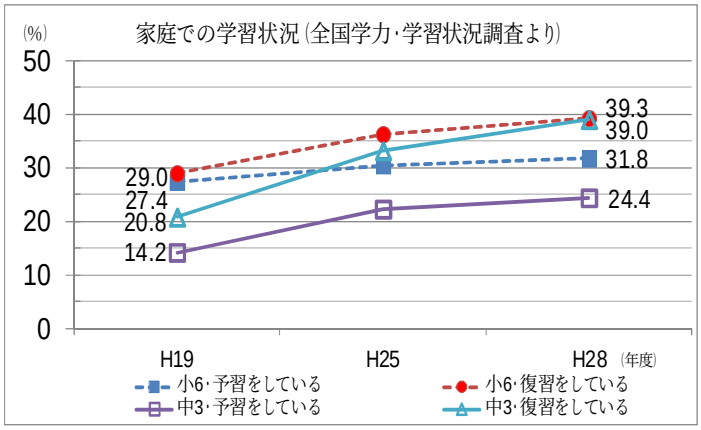

- 全国学力・学習状況調査の「家庭での学習状況」に関する項目は改善されてきていますが、まだ、その割合は低く、さらに、家庭において、自分で計画を立てて学習する習慣を身につけていくことが必要です。
- インクルーシブ教育の推進を図るため、障害の有無にかかわらず同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子が、多様な学びの場において、その能力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参加をめざすことが求められています。
- 子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組むことが必要です。
- 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。
- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整備することが必要です。
- 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた学校づくりに取り組むことが重要です。
- これまで学校施設の耐震化の確保に努めてきましたが、高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、今後は、老朽化している施設の改善を進めることが必要です。
- 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題です。
- 改訂される学習指導要領等に基づき、小学校における外国語科導入など教育内容の充実を図ることが必要です。

２．施策の展開方向

1	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。
2	体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。
3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
4	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。

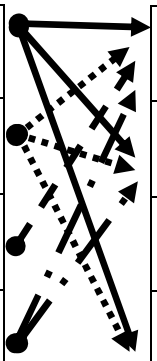

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間など、さまざまな体験学習に協力します。 ②ＰＴＡ活動や学校行事に積極的に参加し、地域と一体となって、子どもが健やかに育つ環境を整えます。 ③子どもとの丁寧なコミュニケーションを心がけ、家庭で基本的な生活習慣・食習慣を身に付けられるようにします。 ④安全な地域環境で、子どもが安心して成長していけるよう、防犯や交通安全のための見守り活動等を行います。 ⑤子どもを対象とする行事や地域活動などをさまざまに展開し、子どもと積極的にかかわる地域づくりを進めます。		
行政	**【展開方向1】教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり**	**市民・事業者**	**①③**
	●家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上に取り組みます。 ●インクルーシブ教育を推進することにより、障害のある子と障害のない子が、豊かな人間性や多様性を尊重し、ともに学んでいく意識の醸成を図るとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育活動に取り組みます。 ●子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身に付ける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観をはぐくむ学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実に取り組みます。 ●子ども一人ひとりが、実社会を主体的に生きていくための必要な力をさらに伸ばしていけるよう、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠に基づく研究等を行い、政策に活かしていくとともに、教員等のさらなる力量形成を図ります。 ●学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組みます。		
	【展開方向2】心のケア・心の教育の充実	**市民・事業者**	**②**
	●命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむとともに、自尊感情を高める道徳教育・体験的学習の充実に取り組みます。 ●人権意識や規範意識をはぐくみ、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消に取り組みます。		
	【展開方向3】家庭・地域・学校の連携推進	**市民・事業者**	**⑤**
	●学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進します。 ●家庭・地域・学校等の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進します。		
	【展開方向4】安全な教育環境の確保	**市民・事業者**	**④**
	●安全・安心な教育の場としての施設整備に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図り、正しい防災知識を身に付けるための防災教育の充実に取り組みます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**平均正答率の全国との比較**	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測ります。家庭との連携による家庭学習の習慣化などに取り組むことで、本市の子どもの学力が全国平均を超えることをめざします。	小6△1～△3 中3 0～△4	小6、中3とも 全国平均以上
2	**「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の全国との比較**	全国学力・学習状況調査における体験的・実践的な活動を通して、「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合です。子どもの主体的な学びや行動への支援等を通じ、豊かな心の育成に取り組みます。	小6 △5 中3 △5	小6、中3とも 全国平均以上
3	**学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合**	市民意識調査において、学校支援ボランティアの参画等を通して学校の教育活動に「かかわりを持っている」と回答した市民の割合です。家庭・地域・学校の連携を推進することでその割合を増やします。	２７.４％	５０.０％
4	**小学校における洋式トイレの整備率**	良好な教育環境を確保するため、空調整備に引き続き、全ての小学校の洋式トイレの整備をめざします。（整備率は各施設１ヶ所以上ある率とします）	８５.３％	１００％

分野別計画

児童生徒の学力向上&学校活性化推進プラン（Ｈ１９年度～）、次世代育成支援対策推進行動計画（Ｈ２８～３１年度）、第2次食育推進計画（Ｈ２７～３２年度）、（仮称）中学校給食基本計画（Ｈ２９年度～）

健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実により、安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援するとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが健やかに育つまちをめざします。

１．施策を考える背景

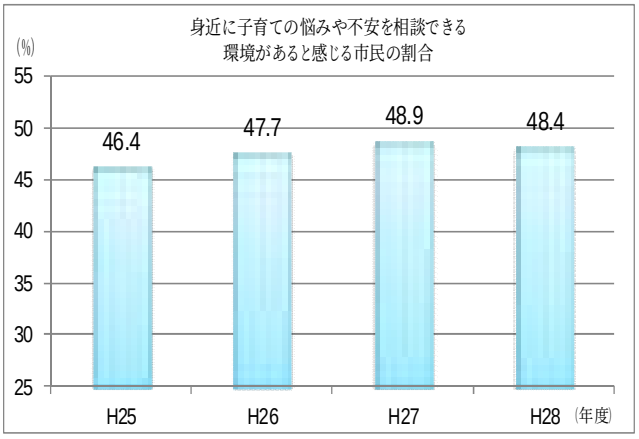

- 本市における高齢出産の割合は、平成１５年の１３．８%から平成２５年には２５．９%と上昇しており、また、２０歳未満で出産する割合についても国、県と比較して高くなっています。更に相談相手がなく、妊娠や出産に関する悩みや不安を抱えたまま、家庭や地域で孤立している妊産婦の存在も見受けられます。こうしたことから、妊娠期から子育て期にかけた切れ目のない支援の強化が求められています。
- 市民意識調査結果によれば、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じている人の割合が５０%を下回っていることから、気軽に相談でき、相談の内容に応じて適切なアドバイスができる窓口の設置が必要になっています。
- 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域につながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が希薄になっていることなどから、子どものいる家庭と地域とを結び付けていくことが課題となっています。
- 本市の乳幼児や児童の人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等に伴い、保育施設や児童ホーム等の利用者は増加傾向にあるなど、保育ニーズも多様化しています。
- 子どもの発育・発達や児童虐待の相談件数が増加しており、また不登校児童生徒やひきこもりの青少年等が多数存在していることから、さまざまな専門機関が連携した、早期の支援が必要になっています。
- 国が実施している国民生活基礎調査結果からは、子どもの相対的貧困率の上昇傾向がみられ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策の取組を進めることが必要となっています。
- 日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保すること等が課題になっています。

２．施策の展開方向

1	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
2	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
3	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
4	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。

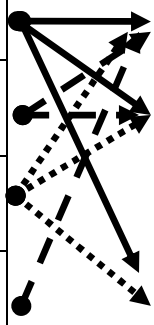

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①子どもを慈しみ、子どもと向き合い、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めます。 ②子どもが健やかに育つため、妊婦健診や乳幼児健診等を適切に受診し、必要な予防接種を受けるよう努めます。 ③出産・育児の不安や困り事があれば、行政や地域の関係団体等に気軽に相談しながら、子どもの育つ環境を整えます。 ④児童虐待についての知識を深めるとともに、地域で子どもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。 ⑤事業者等は、従業員が安心して出産・育児に臨めるよう配慮し、また、子育てにかかわる地域の活動に協力します。		
行政	**【展開方向1】安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援**	**市民・事業者**	**①②③④**
	●子育てに関する情報収集と発信、気軽に相談ができニーズに応じたさまざまなアドバイス等を行う相談窓口の設置、また、保護者の情報交換の機会づくりやひとり親家庭に係る相談・支援等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。 ●地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。 ●思春期の健康教育について、学校と連携した実施に努めます。 ●妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、各種の母子保健事業の充実に努めます。		
	【展開方向2】保育事業、放課後児童対策等による支援	**市民・事業者**	**①**
	●保育サービスの充実、保育施設等や児童ホームの定員増に努めるほか、各種の給付等により、子どもの安全・安心を確保するなかで、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
	【展開方向3－1】支援を必要とする子どもの早期発見と早期対応	**市民・事業者**	**④**
	●児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知等に努めます。また、子どもに関するさまざまな問題に対して、家庭や関係機関からの相談に応じ効果的な援助を行うとともに、保護者の社会的理由による一時的な養育困難に対し、児童福祉施設での一時預かりを実施するなど子育て負担の軽減を図ります。		
	【展開方向3－2】支援を必要とする子ども・家庭を地域で支えるための支援	**市民・事業者**	**④⑤**
	●児童虐待や不登校などさまざまな困難や課題を有する子どもや、発達障害及びその疑いのある子どもに対し、子どもの育ちに係る支援センターを拠点として、関連分野が有機的に連携し、早期かつ年齢に応じて、総合的かつ継続的に切れ目なく支援を行います。また、子ども及び子育て家庭の現状等を把握した上で、子どもの貧困対策に取り組みます。 ●関係機関と連携・協力し、青少年の非行化防止や、ひきこもり等課題を抱える青少年の支援に努めます。		
	【展開方向4】子どもの主体的な学びや行動への支援	**市民・事業者**	**④⑤**
	●あまがさきひと咲きプラザの学生会館をはじめとした各地域の公共施設などを活用し、青少年の居場所づくりや、青少年が自らの思い・考えを表現する場や機会の提供、自主的な企画・運営による活動の支援に努めます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合**	市民意識調査において「不安を相談できる環境がある」と回答した市民の割合です。社会的支援が必要な子どもや家庭への支援など子育て不安の解消につながる事業を充実させ、すべての人が子育ての悩みを相談できるまちをめざします。	４８.４%	５４.４%
2	**保育施設等未入所（待機）児童数（翌年度当初）**	４月時点での利用申込児童数から実際の利用児童数を差し引いた数です。（ ）は国の数え方の定めによる待機児童数です。保育施設の定員増に努めるなど増加傾向の保育需要に対応し、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	４４０ 人 （８７） （平成２９年4月）	０人 （平成３４年4月）
3	**要保護児童に関する個別ケース検討件数**	要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議で協議した児童の延べ件数です。より多くの事例を蓄積・共有することで、問題への対応力の強化を図ります。	２８６件	３３２件
4	**「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の全国との比較**	全国学力・学習状況調査における体験的・実践的な活動を通して、「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合です。子どもの主体的な学びや行動への支援等を通じ、豊かな心の育成に取り組みます。	小6△5 中3△5	小6、中3とも 全国平均以上

分野別計画

子ども・子育て支援事業計画（Ｈ２７～３１年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（Ｈ２８～３１年度）、地域保健医療計画（Ｈ２５～２９年度）

施策０５　【人権尊重・多文化共生】

互いの人権を尊重し、ともに生きるまち

人権教育や啓発活動、多文化共生社会の実現、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画でき、自分らしく生き、その個性と能力を十分に発揮できるまちをめざします。

１．施策を考える背景

- 人権とは、個人の尊重に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにしてもっているかけがえのない権利であり、人として正しく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利です。
- 人権を考える時には、まずは身近な人権問題に気づくことから始める必要があり、人権を身近な問題として感じている割合が半数以下であることから、自らの問題として関心を持つことが大切です。
- 同和問題をはじめ国籍、性別の違いのほか、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。
- 社会的弱者やマイノリティへの差別、インターネットによる人権侵害等の多様な人権問題への対応が課題です。
- 在住する外国人が安心して暮らせるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題です。

人権をどのくらい身近な問題と感じているかの割合

（「市民意識調査」（H29．2））

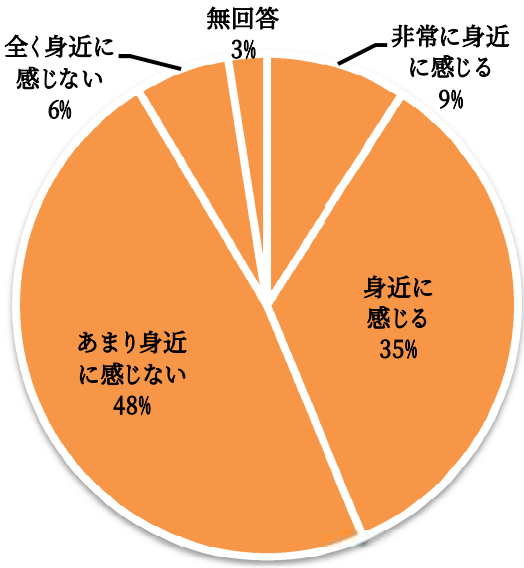

- 男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるためには、男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。

２．施策の展開方向

1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
2	人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①人権問題や多文化共生を自らの課題と捉えて、人権にかかわる学習会や活動の機会に、積極的に参加します。 ②性の多様性などの今日的な課題も含めた人権問題を我が事と捉えて、ともにその課題解決に向けて取り組みます。 ③日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いの違いを認めあい、理解を深めるよう努めます。 ④男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、家庭、地域、職場、学校などで、自分らしく活動します。 ⑤事業者は、従業員の仕事と生活の調和を促進し、ハラスメントの防止研修を実施するなど、職場環境の向上に努めます。		
行政	**【展開方向１－１】多文化共生社会の実現**	**市民・事業者**	**①③**
	●多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組みます。 ●世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組みます。		
	【展開方向１－２】男女共同参画社会の実現	**市民・事業者**	**④⑤**
	●啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確立に向けた環境整備、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止等に取り組みます。		
	【展開方向２－１】人権問題の啓発と人権教育の取組	**市民・事業者**	**①②**
	●職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の醸成、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。		
	【展開方向２－２】人権侵害の防止と被害者への支援	**市民・事業者**	**①②**
	●地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。		

４.進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**多様性を認め合う市民の割合**	市民意識調査において、「性別、国籍、年代や価値観などが自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合です。多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ることで、固定的な概念にとらわれず、多様性を認めあい、市民の理解が高まることをめざします。	７５.３%	９０.０%
2	**人権を身近な問題と感じている市民の割合**	市民意識調査において、「人権を身近な問題と感じている」と回答した市民の割合です。人権問題が多様化・複雑化するなか、市民が人権問題に関心を持ち、学び、考え、解決に向けて行動するきっかけとなるよう、啓発などに取り組みます。	４３.７%	６０.０%

分野別計画

人権教育・啓発推進基本計画（Ｈ２２～３１年度）、国際化基本方針（Ｈ６年度～）、第３次男女共同参画計画（Ｈ２９～３３年度）、配偶者等からの暴力対策基本計画（Ｈ２４～２９年度）

誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち

市民や事業者が地域課題を自分のこととしてとらえ、行政とともに、みんなで支えあうしくみをつくることで、地域に住むすべての人が、その人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく暮らせる地域社会をめざします。

１．施策を考える背景

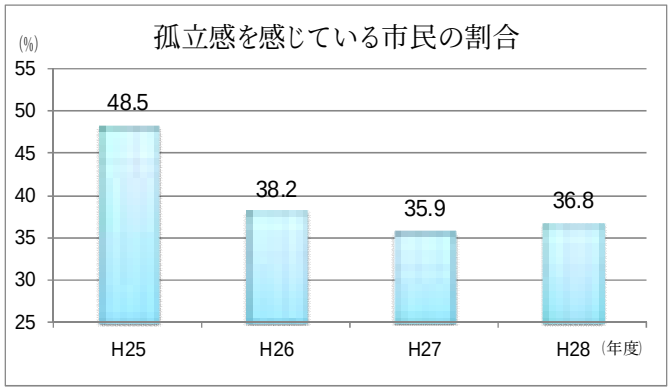

- 少子化・高齢化の進展や単身世帯の増加等に加え、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会において人と人とのつながりが弱くなっていると言われ、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなってきている中で、孤立感を感じている市民も一定の割合存在します。
- また、一人暮らしの高齢者の電球交換やゴミ出し、買い物などの少しの困りごとを頼める人がいないといった悩みをはじめ、壮年期のひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、若年層の貧困、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加、孤立死や自殺等の深刻な問題、地域の生活福祉課題は多様化・複雑化、そして深刻化してきています。
- これまでも、自分や家族の努力ではどうにもならない課題や困難にぶつかったときに誰もが安心して暮らせるよう、公的サービスの充実が図られてきましたが、多様化・複雑化した課題に対しては、公的サービスだけでなく、身近な人や地域による支え合いの力を高めていく必要があります。
- そのため、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、住民一人ひとりが時と場合に応じてお互いに「支える」、「支えられる」ことを意識し、多様な地域の課題に対して、日頃の地域のつながりの中で話しあい、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域のさまざまな活動に参画・協働し「支えあう」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。
- 尼崎市は多様な人材や企業、団体が集まり、多様性や包容力という“つよみ”を持つまちでもあり、この“つよみ”を最大限活かし、新たな担い手やさまざまな活動がつながりをつくることで、そうした活動が次の世代へと引き継がれていくことが必要です。

２．施策の展開方向

1	地域の課題に関心を持ち、行動し、「支えあい」をはぐくむ人づくりを進めます。
2	市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。
3	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。

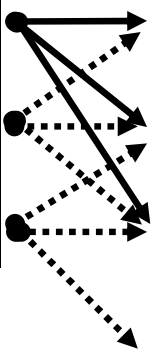

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりより明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①地域活動に積極的に参加し、住民同士の顔の見える関係を築き、地域課題等の解決に向けて話しあいます。 ②地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域の生活・福祉課題の解決に取り組みます。 ③身近な地域で困り事を抱え、孤立している人に早めに気づき、専門機関等につなぐことに努めます。 ④事業者は、地域社会の一員として、地域の課題解決のために地域住民との協働に努めます。		
行政	**【展開方向1】支え合いをはぐくむ人づくり**	**市民・事業者**	**①②**
	●さまざまな学びを通して、市民が地域や福祉、人権に関して正しく理解し、地域のさまざまな課題に気づき、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自ら取り組んでいく意識を醸成します。 ●すべての市民が主体的に地域の担い手として活躍できるしくみづくりを市民とともに進めます。 ●多様化・複雑化する課題の解決に向けて、地域のさまざまな活動、専門機関をつなぎ、支える人材を育成します。		
	【展開方向2】市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり	**市民・事業者**	**①②③④**
	●多様な活動主体やさまざまな専門機関が、地域の活動と連携、協働しながら取り組む、地域、専門機関、市の重層的なネットワークを構築します。 ●誰もが孤立することなく、地域のつながりの中で、安全・安心に暮らすために、多様な見守り・支えあいを進めます。 ●誰もが安心して、その人らしく、生きがいのあるくらしを送ることができる地域づくりを進めるために、多様な手法により、さまざまな困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進します。 ●社会福祉法人、企業、NPO 等が地域社会の一員として、それぞれの強みを活かし、地域のさまざまな団体や地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進します。		
	【展開方向3】誰もが安心できるくらしを支える基盤づくり	**市民・事業者**	**①③**
	●社会的孤立、社会的排除の状態や、制度の狭間にあって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域や専門機関のネットワークを構築することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1・2	**身近な地域活動に参画している市民の割合**	市民意識調査において、自治会活動やさまざまな地域の活動に「参加している」と回答した市民の割合です。支えあいをはぐくむ人づくりに取り組むことで、すべての市民が主体的に地域の担い手として活躍できる地域をめざします。	２４.１%	３０.０%
3	**孤立感を感じている市民の割合**	市民意識調査において、「家族以外で頼れる人はいないが、いればよいと思う」と回答した市民の割合です。地域福祉活動を広げていくなかで、こうした人を発見し、そのニーズへの対応も含め、この割合が少なくなることをめざします。	３６.８%	３２.１% 以下

分野別計画

地域福祉計画（H２９～３３年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H３０～３２年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H２８～３１年度）、子ども・子育て支援事業計画（H２７～３１年度）、障害者計画（H２７～３２年度）、障害福祉計画（H３０～３２年度）、地域防災計画（S３６年度以降毎年修正）、協働のまちづくりの基本方向（H１９年度～）

高齢者が地域で安心して暮らせるまち

高齢者の生活様式や生き方、考え方、生きがいや安心に対する価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様なくらし方を選択できる地域社会をめざします。

１．施策を考える背景

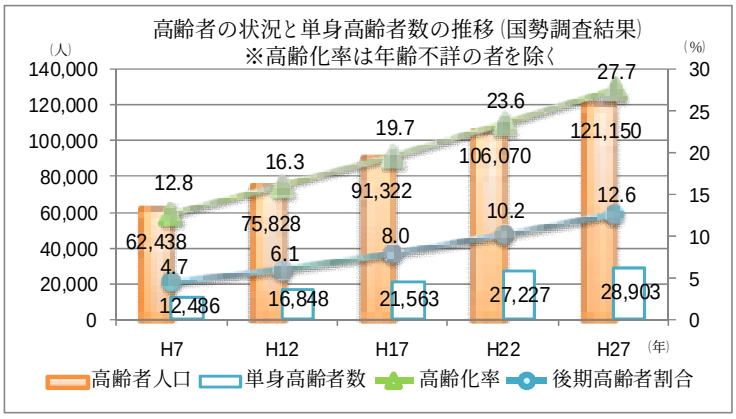

- 本市における高齢化率は、平成２７年には２７．７%となっており、全国（２６．７%）とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいます。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれます。
- 平成３７年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする高齢者の増加が見込まれています。介護予防や健康づくりは市民の生活の質を高める上でますます重要になるとともに、療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できることや終末期ケアのあり方や在宅での看取りについても意識することが大切です。
- 行政による福祉サービスの充実のみならず、住民一人ひとりが「支える」、「支えられる」ことを意識し、元気な高齢者自身も支え手となるなど、地域で支えあうための体制を強化する必要があります。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、各分野の専門職同士が連携することで医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要があります。
- 高齢者が抱える課題が複雑化する中、地域包括支援センターでは各地域の高齢者総合相談窓口として、介護予防活動の促進から認知症対策、権利擁護、高齢者虐待に至るまで包括的に対応し必要な支援を行うなど、その役割はより重要になってきています。
- 認知症の人の増加が見込まれる中、専門機関、地域住民による認知症に対する適切な理解や、認知症の人を支えるネットワークづくり、早期発見による集中的な支援体制の構築等が重要です。
- １億総活躍社会に向けて、介護サービスの基盤整備や多様な介護人材の育成・確保、介護と仕事の両立の促進など、介護離職ゼロの実現が重要視されています。
- 介護予防の推進や介護人材の確保等を着実に進め、費用の効率化を行うことで、介護保険制度をより持続可能なものにしていく必要があります。

２．施策の展開方向

1	高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。
2	福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①いつまでも自分らしく生活し、いきいきと社会参加ができるよう、自分の健康を意識し、健康づくりに取り組みます。 ②認知症がある人など、近隣からの日常的な見守り・支援が必要な人などの、地域生活の安心を支えます。 ③これまでに培った経験・知恵・技術を生かすなど、高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続けます。 ④事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術が活かされるような機会を増やします。		
行政	**【展開方向1】健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進**	**市民・事業者**	**①②③④**
	●高齢者同士が主体的に集い、介護予防の取組等が広がるよう働きかけるとともに、その取組が継続されるよう支援します。 ●ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、近隣の高齢者に思いやりを持って接していただけるような啓発、高齢者と地域住民がかかわりを持つ機会を増やします。 ●高齢者の豊かな知識・経験・能力が、地域課題の解決など地域福祉の向上に大きな役割を担っていただけるよう、シルバー人材センター等とも連携しながら社会参加の機会を提供し、ふれあいと生きがいのある地域社会の形成に努めます。		
	【展開方向2】福祉サービスの充実と地域の支え合いや相談支援の基盤づくり	**市民・事業者**	**①②③④**
	●高齢者に対する総合相談窓口である地域包括支援センターや地域を支える各主体が連携を密にし、ニーズに応じた取組が実践できるよう、総合的な支援を行います。 ●介護サービスの新たな担い手の養成や質の確保を図りながら、多様なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。 ●成年後見制度など高齢者単独・夫婦のみの世帯を支える権利擁護の取組を推進します。 ●認知症の早期発見・早期支援に向けた取組や認知症の方やその家族を支える仕組みなど、新たな施策や既存の事業を組み合わせた支援策を重層的に展開します。 ●在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるよう、また終末期ケアのあり方や在宅での看取りについても意識されるよう、医療と介護の連携に向けた取組を進めます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**生きがいを持つ高齢者の割合**	市民意識調査において、「生きがいを感じていることがある」と回答した高齢者の割合です。高齢者が介護予防を通じて身体の健康維持に努めながら、社会とのかかわり等を持つ中で生きがいを持って生活できるよう取り組みます。	６４.０%	７５.９% 以上
2	**地域の中で頼れる人がいる割合**	市民意識調査において、「家族以外に頼れる人がいる」と回答した高齢者の割合です。認知症の方の支援、医療介護の連携、地域包括支援センターの持つ役割や取組により、高齢者が安心して暮らせるまちをめざします。	５４.８%	５４.８% 以上

分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（Ｈ３０～３２年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（Ｈ３０～３５年度）、地域福祉計画（Ｈ２９～３３年度）

障害のある人が地域で自立して暮らせるまち

誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

１．施策を考える背景

- 障害のある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支える基盤整備が必要です。
- また、知的障害のある人、精神障害のある人及び発達障害のある人並びに障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人に対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要です。
- 移動支援をはじめとした地域生活支援事業など、障害のある人の地域生活を支援するため、本市ではさまざまな取組を行っています。

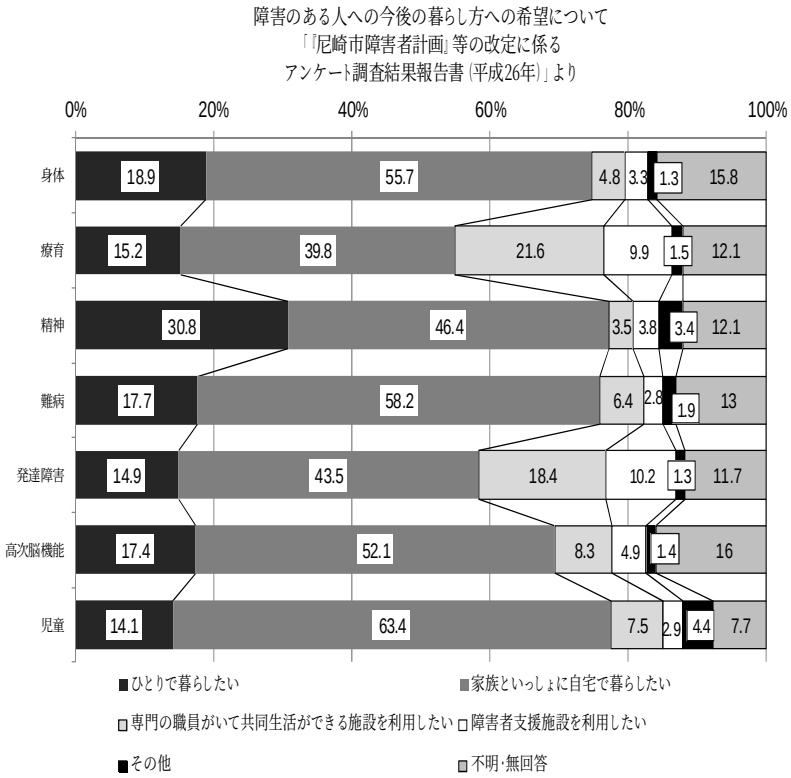

- 本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースがあること等を背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えています。
- これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われるなかで、次のステージでの支援に必要となる情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られます。

２．施策の展開方向

1	障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
2	相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
3	地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。

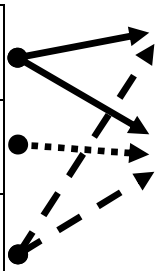

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①障害のある人とともに暮らしやすい社会づくりについて、積極的に学び、理解を深めます。 ②地域でのイベント等を通じて普段から障害のある人・子どもと交流し、理解を深めます。 ③障害のある人の生活のしづらさ等を理解し、地域生活や社会参加ができるように必要に応じて支援します。 ④事業者は、障害のある人の、雇用に努め、働きやすい環境づくりを行うなど、個々の適性に応じて能力を十分発揮できるよう取り組みます。 ⑤事業者は、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるよう、環境づくりに努めます。		
行政	**【展開方向1】日常生活の支援の充実と権利擁護**	**市民・事業者**	**④**
	●ホームヘルパー等の人材確保と資質の向上、事業所に対する情報提供、医療・保健との連携、必要な施設整備への支援など、日常生活を支える障害福祉サービス等を事業者が提供できるよう支援を行います。 ●成年後見制度の活用や障害のある人に対する虐待の早期発見など、権利擁護にも取り組みます。		
	【展開方向2】相談体制の充実とネットワークの構築	**市民・事業者**	**⑤**
	●市の相談支援体制の整備と専門的な支援等が必要な場合の適切な相談窓口への橋渡しを行うとともに、関係機関との情報共有化による途切れのない相談支援など、総合的な相談支援体制の構築に努めます。 ●サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成目標値を達成するため、相談支援事業者との連携や人材育成・支援体制の充実に努めます。 ●複雑かつ専門的な支援や共通課題の解決に向けた協議等を行うためのネットワークの構築を中心になって行います。		
	【展開方向3－1】日常生活での交流の支援	**市民・事業者**	**①②③**
	●障害への正しい理解に対する啓発等を行い、障害のある人とない人との交流を支援します。		
	【展開方向3－2】社会参加の促進	**市民・事業者**	**②③**
	●障害のある人・子どもが積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めるため、民間事業者による各種の割引制度や支援活動等の周知など、民間の取組を支援します。 ●公共施設等をはじめとしたバリアフリー化の推進を図るとともに、文化・スポーツ・レクリエーション等を含めて、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりに努めます。		
	【展開方向3－3】働く場の確保	**市民・事業者**	**④**
	●国、県等と連携しながら、障害のある人の働く場を確保するよう努めます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	**障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合**	市民意識調査において、「地域の環境が整っている」と回答した市民の割合です。障害のある人が地域での日常生活を送ることや社会参加をする上で、地域の意識や受入れ環境が整ってきていると市民が感じられるまちをめざします。	３９.１%	４０.３%
2	**サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率**	サービスの支給決定者（児）に対する利用計画の作成達成率を向上させることにより、適切なサービス支給が行われている環境が整うことをめざします。	２２.３%	１００%
3	**委託就労支援機関を通じた就労者数**	本市が委託する就労支援機関を経由して、一般就労に至った人数です。就労を確保することで、障害のある人の社会参加の促進をに努めます。	４４人	５０人

分野別計画

障害者計画（Ｈ２７～３２年度）、障害福祉計画（Ｈ３０～３２年度）、地域福祉計画（Ｈ２９～３３年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（Ｈ２８～３１年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（Ｈ３０～３５年度）、人権教育・啓発推進基本計画（Ｈ２２～３１年度）

施策０９　【生活支援】

生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち

失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、家庭内の課題が増加しているなかで、生活に課題を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。

１．施策を考える背景

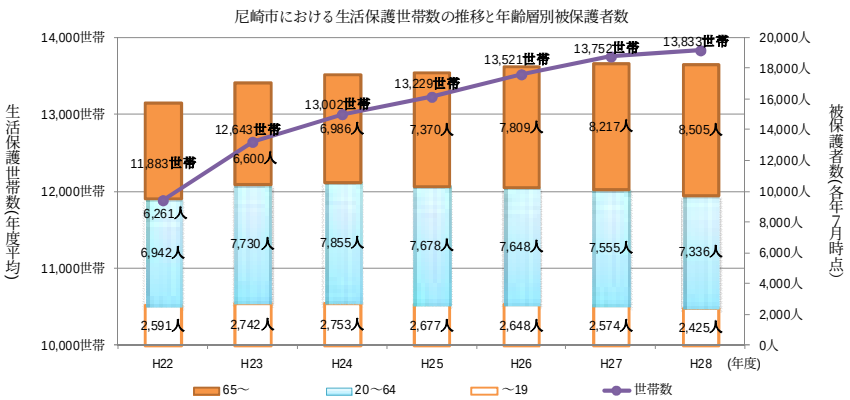

- 生活の中で起こりうるさまざまなことをきっかけとして、長期失業や社会的孤立、経済的な困窮状態を招くなど、生活上の課題が複合することで、より深刻化しています。
- 平成２７年４月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう幅広く相談支援を行うほか、支援のためのネットワークづくりが求められています。
- 生活困窮者の中には、社会との繋がりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも含め、対象者の早期把握・支援の取組が求められています。
- 生活保護においては、高齢化の進行により高齢者の受給者は増加し続けていることから、保護世帯数は増加傾向が続いています。
- 一方で、これまで実施してきた就労支援の取組に加え、近年の景気回復などの影響により、稼働年齢層の受給者は減少傾向にありますが、引き続き、最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。

２．施策の展開方向

1	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
2	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①生活に不安や心配があるときの相談先や相談方法などについて関心を持ち、困った場合はすぐ相談できるようにします。 ②生活に課題を抱える人が社会的に孤立しないよう地域のつながりを大事にし、地域における気づきに努めます。 ③生活に課題を抱える人の自立に向けて、自らが行政や専門機関とともに考えていくという視点を持ちます。 ④事業者等は、生活困窮者等の自立に向けた支援が必要な人への就労体験等の取組に協力します。		
行政	**【展開方向１－１】幅広い支援に向けた連携**	**市民・事業者**	**①②③**
	●生活に課題を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。 ●生活に課題を抱える人を、外部機関も含めた関係機関と連携し、見守り・居場所など地域の社会資源の開発も含めて総合的に支援します。		
	【展開方向１－２】生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援	**市民・事業者**	**③④**
	●より多くの人が就労により自立した生活ができるよう、ハローワーク等の関係機関との連携を一層強化します。また、就労が難しい方に対しても社会とのつながりを取り戻せるよう、地域での居場所に結びつけるなどを支援します。 ●就労を希望する人の状態に応じて、幅広い就労先を提案できるよう、求人事業者や就労訓練事業の受入れ事業者の開拓に取り組みます。		
	【展開方向２】生活保護の適正運営と自立支援	**市民・事業者**	**③④**
	●法令等に基づく適正な支援・措置を行い、安心し信頼される取組を進めます。 ●生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めます。 ●生活保護の世代間連鎖が社会問題になりつつあるため、健全育成を支援する取組を進めます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	**生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率**	自立相談支援窓口の職業紹介事業等の就労支援により就労開始または増収に至った人の割合です。生活に課題を抱える人の相談に幅広く対応するなかで、多くの方が就労による自立を希望していることから、状況に応じた段階的な就労支援を行うことにより、その割合の増加をめざします。	５６.０%	７０.０%
2	**生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数**	生活保護受給者が就労支援事業によって就労を開始した件数です。適切な支援を行うことで就労開始件数を増加させ、自立の助長につなげていきます。	２４５件	３１５件

分野別計画

地域福祉計画（Ｈ２９～３３年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（Ｈ２８～３１年度）、第3次男女共同参画計画（Ｈ２９～３３年度）、配偶者等からの暴力対策基本計画（Ｈ２４～２９年度）、人権教育・啓発推進基本計画（Ｈ２２～３１年度）

施策１０　【健康支援】

いきいきと健康に安心して暮らせるまち

健康寿命の延伸をめざし、すべての市民がより良い生活習慣を選択できるように健康や医療について正しく学び、すべてのライフステージを通じて主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人や家庭、地域、行政などが協働して健康づくりを支援し、生活衛生面も含めて、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし、社会に参画し続けられるまちをめざします。

また、国民健康保険等の医療制度の継続的かつ安定的な運営とともに、必要に応じた適切な保険医療サービスを安心して受けることができるまちをめざします。

１．施策を考える背景

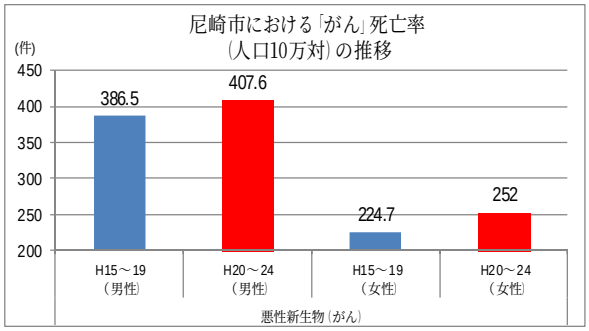

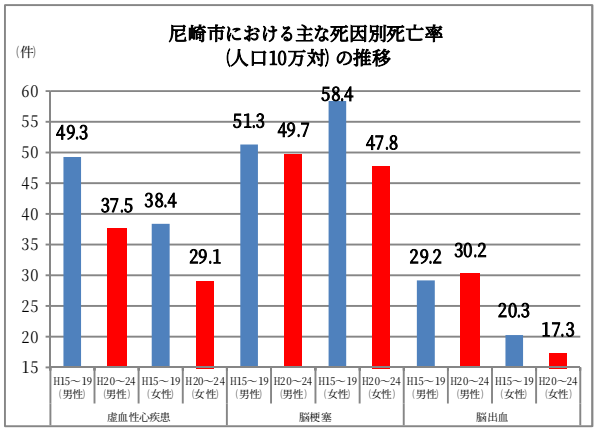

- 本市の平均寿命は男女とも県下最下位(※)であり、６５歳未満の死因では、悪性新生物（がん）が約４割、心血管疾患死が２割と、生活習慣病関連疾患で約６割を占める状況にあり、早世を防ぐ対策が必要です。（※平成２２年国勢調査）
- 全年齢の死亡率では、生活習慣病予防に向けた特定健診の開始により、心筋梗塞や脳梗塞の死亡率は、開始前の５年間と比べて、男女とも減少していますが、男女の悪性新生物死亡率と男性の脳出血は増加しており、これらの予防対策の強化が必要です。
- 感染症の発生については、緊急時において迅速かつ的確な対応が図れるよう、平時から体制の整備並びに試験検査を含む疫学調査機能の充実及び強化が求められています。
- 心の病気の急増により、５大疾病の１つとして新たに精神疾患が加えられたことや、難病法の施行により指定難病の対象疾病が拡大するなど、多様な健康課題への取組が求められています。
- 大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっています。
- お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、なくてはならない社会保障のしくみであり、このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関が互いに協力し、支えあっていく必要があり、医療保険制度の適切な維持・運営が課題となっています。

２．施策の展開方向

1	健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。
2	感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。
3	地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
4	国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。

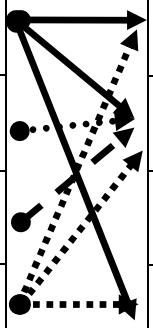

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①がん検診受診や、生活習慣病等予防のため、健診や保健指導を活用するなど、自ら主体的に健康の維持、増進に努めます。 ②健康課題が多様化するなか、地域において心と体の健康学習の機会を持ってともに学ぶなど、地域で健康づくり活動を進めます。 ③事業者や医療機関は、連携しあいながら、生活習慣病予防や健康づくりをサポートする環境づくりに取り組みます。 ④食と衛生への関心を深め、健康づくりの基礎として、安心・安全で、規則正しい食習慣・生活習慣を保ちます。 ⑤医療保険制度の適切かつ継続的な運営に向けて、市民、事業者、医療機関等は、制度理解と適正利用に努めます。		
行政	**【展開方向１－１】ヘルスアップ尼崎戦略の推進**	**市民・事業者**	**①②③⑤**
	●より早期から望ましい生活習慣を選択する力の獲得や、生活習慣に起因、関連する疾病及び介護の予防については、組織横断的に施策を推進します。 ●市民の健康実態の分析と情報の提供等に取り組みます。		
	【展開方向１－２】団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進	**市民・事業者**	**①②③**
	●地域で生涯にわたる健康づくりに向けた活動が広がるよう、そうした活動に携わる人材を育成します。 ●健康寿命延伸にかかる産業と連携しながら、まちの健康環境づくりに努めます。		
	【展開方向２－１】感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進	**市民・事業者**	**①**
	●感染症に関する正しい知識の普及啓発や健康相談等を行うとともに、感染症の発生の予防及び蔓延の防止を図ります。		
	【展開方向２－２】健康回復や療養のための支援等	**市民・事業者**	**②**
	●大気汚染による健康被害者の健康回復や、難病患者への療養支援、精神疾患にかかる支援を推進します。また、石綿ばく露の可能性のある方への健康管理等について取り組みます。		
	【展開方向３－１】地域医療体制・健康危機管理体制の確保	**市民・事業者**	
	●医療関係施設の監視、指導を行うとともに、休日夜間の急病に対応できる適切な医療体制の確保に努めます。 ●災害時等の緊急時における対応体制の確保に努めます。		
	【展開方向３－２】食品・環境などの衛生面の体制確保	**市民・事業者**	**④**
	●食品・環境衛生施設等の監視、指導及び検査体制、相談体制の強化により、生活衛生面の安全・安心を図ります。		
	【展開方向４】医療保険制度の適切な維持・健全運営	**市民・事業者**	**①⑤**
	●国民健康保険にかかる被保険者資格の管理、保険料収納対策の推進、制度周知・広報等の実施により、制度の適切な維持・運営に取り組みます。 ●特定健診・生活習慣病予防健診の受診率や保健指導実施率の向上や、健康についての学習機会の提供などを通じ、被保険者の健康増進、結果としての医療費適正化に努めます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	**平均寿命の県下順位**	県内４１市町における平均寿命の本市の順位です。各ライフステージを対象にした、ヘルスアップ戦略の取組をすすめ、市民の健康づくりと平均寿命の延伸（県下順位のランクアップ）をめざします。	最下位 （４１位）	ランクUP
2	**結核罹患率 （人口１０万人対）**	人口１０万人に対する結核罹患者数です。本市における結核罹患率は（平成２７年全国平均１４．４%に対し２３．８%と）依然高い状態にあることから、多様な取組を推進することにより、その低減を図ります。	２３．８%	１９．５%
3	**食品衛生監視実施率**	監視指導計画における監視の実施予定回数に対する実施率です。食中毒などが発生した場合の影響に応じ、施設に必要回数を設定して監視を実施し、実施率を向上することで「食の安全・安心」をめざします。	７３．９%	１００%
4	**特定健診・保健指導の受診率等**	国民健康保険加入者の特定健診受診率及び健診において保健指導が必要とされた方の指導受診率です。医療費の適正化に向け特定健診受診率の向上を図るとともに保健指導実施率の向上もめざすことで、生活習慣病予防の取組を推進します。	３８．５% ３９．９%	６０．０% ６０．０%

分野別計画

生活習慣病予防ガイドライン（H２３～３４年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H３０～３４年度）、食育推進計画（H２７～３２年度）、地域福祉計画（H２９～３３年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H３０～３２年度）、障害者計画（H２７～３２年度）、障害福祉計画（H３０～３２年度）、国民健康保険特定健康診査等実施計画（H３０～３４年度）、国民健康保険保険事業実施計画（データヘルス計画）（H３０～３４年度）

消防・防災体制が充実した安全・安心のまち

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民等が強く連携し、日常の災害や大規模災害に迅速かつ的確に対応できる地域防災力を身に付けたまちをめざします。

１．施策を考える背景

- 今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、国、県、災害時応援協定団体等のさまざまな関係機関と連携を密にした市の防災体制の強化を図ることが課題です。
- 近年、火災件数は減少傾向にあるが、住宅密集地域等での人命の防護や死傷者の抑制など、火災予防により被害の軽減を図ることが課題です。
- 高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、高齢者や障害者の方など、災害時に配慮を要する方への適切な対応が求められています。
- 行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進するため、市民・事業者など多様な主体が相互に連携、協働し、平時から防災・減災の意識の向上を図るとともに、地域において自主的な防災活動が行える体制を強化することが課題です。

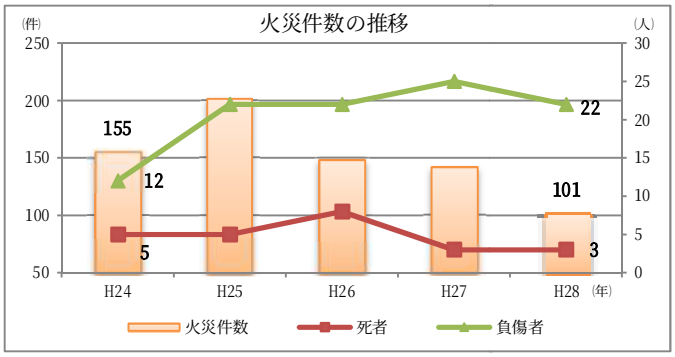

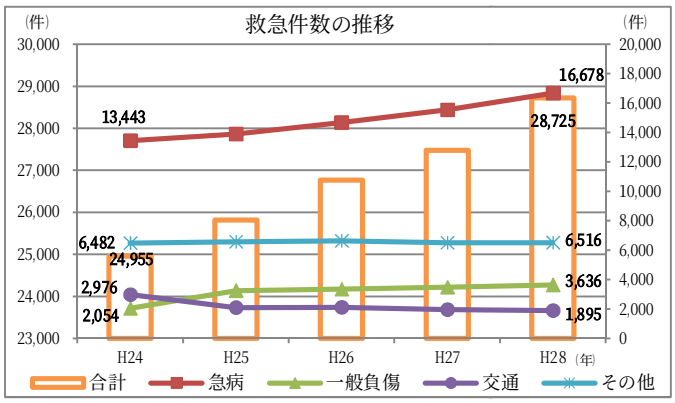

２．施策の展開方向

1	火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
2	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
3	地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。

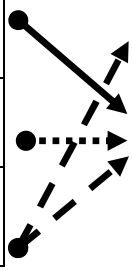

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①家庭や職場等での地震等への備えとして、家具転倒防止対策、食料等の備蓄、非常用持出袋の準備等を行います。 ②救急車を呼ぶ前に、病気やけが等を予防するとともに、急病人、けが人への対応、救急救命の知識と基礎技能を習得するため、救命講習等に参加します。 ③発災時等の早期対応のため、防火管理体制の強化や住宅用火災警報器・消火器の設置などを行います。 ④地域の防災力向上のため、地域の防災訓練を始めマンション、職場等での訓練に積極的に参加します。 ⑤事業者等は、災害時に速やかに避難できるよう定期的な防災訓練を行い、発災時には地域の災害対応に協力します。		
行政	**【展開方向１－１】消防・救急・救助体制の充実**	**市民・事業者**	②
	●救急救命士の更なる養成、医療機関との連携強化及びＡＥＤ（自動体外式除細動器）の取扱いを含む心肺蘇生法等応急手当の普及啓発等を実施します。 ●災害現場における指揮体制の充実、救助救出訓練の実施並びに消防団員の入団促進及び教育・訓練等を実施します。		
	【展開方向１－２】消防施設等の整備・充実	**市民・事業者**	
	●消防署所、消防団器具庫及び防災施設等の計画的な改修・整備、消防水利の確保、情報システムの整備等に取り組みます。		
	【展開方向２】防災対策の充実	**市民・事業者**	①
	●防災情報伝達手段の整備、防災啓発等、市民の円滑な避難行動を支援する各種取組を推進するとともに、防災総合訓練の実施等をとおして、関係機関と連携した対応力や受援力の向上等の防災体制強化に取り組みます。		
	【展開方向３－１】市民・事業者における火災予防等	**市民・事業者**	②③④
	●自らの生命を守る知識と技術を習得してもらうため、市民へ予防救急を推進するとともに、事業所を含め防火指導、救命講習等を実施します。		
	【展開方向３－２】地域における防災体制の充実支援	**市民・事業者**	④⑤
	●関係機関と連携した自主防災組織の活動支援、要配慮者（災害時要援護者）の登録及び支援者の確保、男女共同参画などの多様な視点を反映させた避難所運営の検討、福祉避難所の設置等に取り組みます。		

４.進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	**人口１０万人当たりの火災死者数**	人口１０万人当たりの火災による年間の死者数です。消防体制の整備・充実を図ることで、その人数を引き続き全国平均以下に抑えていきます。 【参考】　Ｈ２８年全国平均値／１.１３人	０.６５人	全国平均値以下
2	**尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合**	市民意識調査において、市の消防・防災体制が、「安心」「どちらかといえば安心」と回答した市民の割合です。防災訓練の実施などを通して、市民の対応力強化を図るとともに、安心感の向上をめざします。	７９.６%	９０.０%
3	**地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数**	自主的に自ら主催して防災活動（防災訓練、地域の防災マップづくり、防災研修会等）を実施した自主防災会の数です。すべての自主防災会での実施をめざすなど、地域の防災体制の充実を図ります。	５４会	７５会

分野別計画

地域防災計画（Ｓ３６年度以降毎年修正）、水防計画（Ｓ２６年度以降毎年修正）

施策１２　【生活安全】

生活に身近な安全・安心を実感できるまち

地域での防犯や交通安全活動、消費者被害の未然防止など、市民と行政が協働して安全・安心なまちづくりを進め、市民が日常生活の中で安全や安心を実感しながら暮らしていけるまちをめざします。

１．施策を考える背景

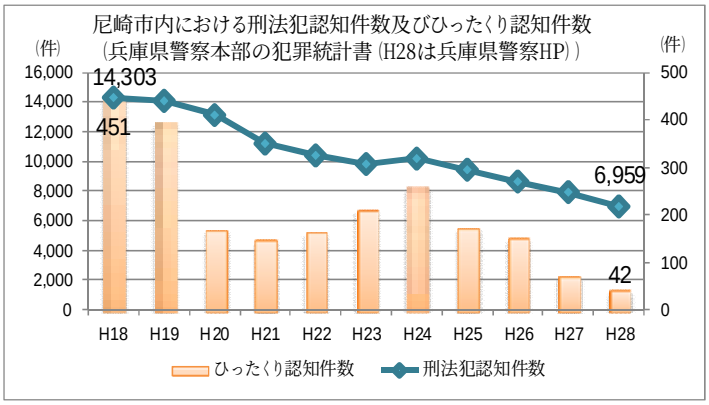

- 市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近なくらしの中で安全・安心を実感できることが必要です。
- 防犯については、平成２５年の「ひったくり撲滅宣言」をはじめ、可動式防犯カメラの設置・運用などにより、ひったくり認知件数は平成２４年と比較し平成２８年は５分の１以下にまで減少しました。今後も地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全をさらに高めていくためには、引き続き、地域・警察等の関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- 自転車事故や放置自転車などの課題に対応するとともに、本市の自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置づけ、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換します。
- 近年、悪質商法やインターネットを介在した詐欺的な架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題等のトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化しているなかにあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済といった行政による消費者を守っていく取組だけではなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要です。

２．施策の展開方向

1	地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
2	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。
3	消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。

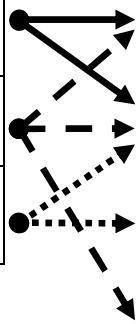

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①日常生活の中で防犯について意識し、ウォーキングを兼ねた見回り活動など安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。 ②自転車のまちづくりを推進するため、自転車に関連する交通事故や犯罪の防止、適正な駐輪など、安全、安心、快適利用に努めます。 ③自転車をはじめとする交通ルールやマナーを遵守するとともに、学校、地域ぐるみの啓発・学習活動に取り組みます。 ④消費者被害に遭わないよう商品や商取引等への関心と知識を持ち、身近な消費生活弱者の見守りに協力します。 ⑤悪質な訪問販売や振り込め詐欺、架空請求等の特殊詐欺による被害を防ぐため、地域や各種団体で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行います。		
行政	**【展開方向１－１】防犯力の高い地域コミュニティづくり**	**市民・事業者**	**①②⑤**
	●警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。		
	【展開方向１－２】交通安全対策の推進	**市民・事業者**	**②③**
	●家庭や学校、地域等と連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組むほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。		
	【展開方向２】自転車総合政策の推進	**市民・事業者**	**②③**
	●自転車の事故や放置等の課題解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から自転車総合政策を推進します。		
	【展開方向３】安心できる消費生活を実現する環境づくり	**市民・事業者**	**④⑤**
	●市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センター等を中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費生活トラブルにおける相談やあっせん等に取り組みます。 ●計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**交通安全、治安等の面で安心感を持っている市民の割合**	市民意識調査において、「交通安全、治安等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。地域ぐるみの防犯活動の推進などに取り組み、市民の安心感の向上をめざします。	５３.８%	８０.０%
2	**安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合**	市民意識調査において、「安全・安心・快適に自転車を利用できている」と回答した市民の割合です。自転車に関する総合施策を実施することで、市民の安全・安心・快適な自転車利用をめざします。	４０.７%	６０.７%
3	**消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合**	市民意識調査において、「消費生活等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。市民が安心して日々の消費生活が送れるよう、意識啓発や相談・あっせん等に取り組みます。	８２.７%	９０.０%

分野別計画
第１０次尼崎市交通安全計画（Ｈ２８年度～３２年度）

施策１３　【地域経済の活性化・雇用就労支援】

地域経済の発展により、活力があふれ、いきいきと働けるまち

本市の地域経済を今後も持続的に発展させていくために、さまざまな産業が活性化し、新たな産業が生まれ、雇用が発生し、消費を通じて更なる生産やサービスの提供につながるといった好循環を、事業者、産業関係団体、市民、行政等が常に意識しながら、互いに協力して産業の振興に取り組むまちをめざします。

１．施策を考える背景

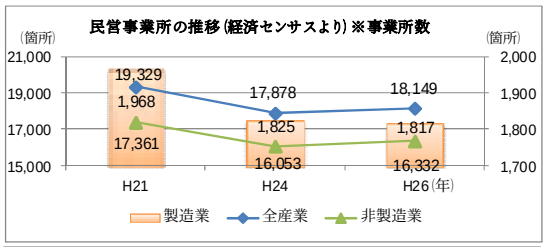

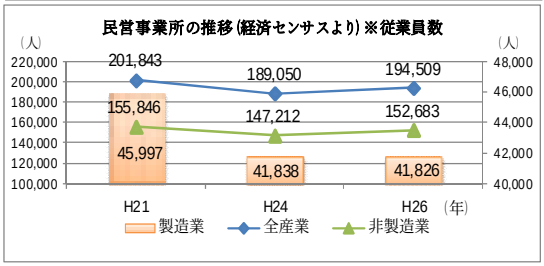

- 社会全体が成熟し、少子化・高齢化とともに人口減少が進行し、経済活動そのものも大きく変化していく中、産業の振興をはじめ、産業の新陳代謝につながる起業の促進、事業者にとって重要な経営資源であり、かつ市民生活を安定させる雇用就労の維持創出について同時に取り組む必要があると考えられることから、「産業の振興」、「起業の促進」、「雇用就労の維持創出」の３つの基本理念を定めた「尼崎市産業振興基本条例」を制定しました。
- 産業構造の変化により、本市においても製造業の従業者数割合がかつては全従業員数の５割であったものが、２割強まで減少し、医療・福祉などのサービス産業の従事者が増加しています。
- サービス産業については、社会情勢の変化に伴いニーズが増加し多くの雇用を創出している一方、労働生産性や給与水準などは製造業が優位であるなどの現状を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた支援を行う必要があります。
- 業種・規模にかかわらず、オンリーワン技術・サービスを提供するなど、尼崎の魅力・ブランド力を地域内外に発信している企業や、積極的に地元でも雇用及び取引拡大、税収増等の波及効果を生み出すような、地域内の経済を支えている企業に対する支援を行っていくことが重要です。
- 起業には、新たに事業を起こすことによる雇用創出への寄与、ニーズの変化への柔軟な対応による新たなマーケット展開など、産業の新陳代謝を進め、地域経済の活力を高めることが期待されています。その中でも社会的企業の活躍は、高齢化への対応や環境問題等さまざまな社会課題の解決への寄与が期待できます。
- 本市の有効求人倍率は全国並みに高く推移しており、多くの事業所が人材不足の状態であるとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者の活躍推進が課題となっていることから、企業が求める人材の確保とともに、働く人が働くことを通じてその意欲と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することが重要となっています。

２．施策の展開方向

1	製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。
2	本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。
3	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。
4	起業の促進・社会的企業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。

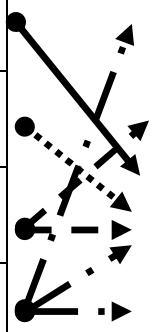

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①事業者等は、自然環境・近隣環境に配慮しつつ、事業分野や規模を活かした、持続可能な事業活動を行います。 ②日常の買物や外食が産業と関係していることを知るなど、産業振興や地域経済活性化について当事者意識を持ちます。 ③事業者等は、地域社会を構成する一員として、地域経済や地域づくりに関心を持ち、事業活動や地域活動に取り組みます。 ④事業者等は、施設・設備投資や低未利用地等の所有資産活用等を行うことで、市内での雇用機会の拡大に努めます。 ⑤事業者等は、健康で働きやすい職場環境づくり、従業員への自己啓発とキャリアアップ等への支援に取り組みます。		
行政	**【展開方向1】産学公融等によるイノベーション促進支援**	**市民・事業者**	**①④**
	●労働生産性が高く本市の強みである製造業のチャレンジやイノベーション、エコを切り口とした取組などを後押しする支援を実施します。 ●サービス産業についても、社会的ニーズへの対応・雇用の創出に向けて支援に取り組みます。		
	【展開方向2－1】地域に根ざす産業集積支援	**市民・事業者**	**①②③④**
	●地域に根ざす企業を増やしていくために、事業所の取引拡大や販路開拓、市内への新規立地や増設・建替等の支援、地域に根ざした商業に対する支援、市内小売業者による食料品流通等を支える尼崎市公設地方卸売市場の健全な運営などにより、市内事業者の事業活動を後押しします。また、国においても都市農業は安定的な継続を図るとともに多様な機能の発揮を通じ都市の健全な発展に資するという在り方が示されている中、本市の特性に合わせた支援を実施します。		
	【展開方向2－2】企業の魅力発信支援	**市民・事業者**	**③⑤**
	●ＣＳＲ（企業の社会的責任）への取組、新しいことへのチャレンジなど、市内事業所の持つ強み、魅力を体感し発信する機会を積極的に設けていきます。		
	【展開方向3】働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援	**市民・事業者**	**④⑤**
	●企業の求める人材確保、人材育成及び定着促進に対する支援を行うとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者等の人材の活躍を応援します。		
	【展開方向4】起業促進支援	**市民・事業者**	**①③**
	●地域経済の活性化につなげるため、あらゆるひとがチャレンジし活躍できる環境を整備し、社会的課題解決型のビジネスを含めた創業支援を産業関係団体と連携して実施します。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1・2	**市内事業所の利益計上法人の割合（尼崎市税務統計）**	製造業やサービス業を含めた市内事業所の利益計上法人数を市内事業所の法人数で除した値です。利益計上法人の増加を促進し、地域経済の活力の向上を図ります。	４３.２％ （Ｈ２８速報値）	４３.２％ 以上
3	**求人を充足した市内事業所数（延べ件数）**	「地域雇用・就労支援事業」「雇用創造支援事業」「キャリアアップ支援事業」等により人材が確保できた市内事業所数です。市内事業所の成長を支える労働力の確保を図ります。	５７件	７５件
4	**事業所新設率の全国との比較**	全産業の事業所総数に対する一定期間内に新設した事業所数の割合である事業所新設率の尼崎市と全国との差です。尼崎において社会的企業の活動や起業を促進し、地域経済の好循環を図ります。	０.６％ （Ｈ２６） （尼崎市７.１ 全国６.５）	０.６％

分野別計画
尼崎市創業支援事業計画（Ｈ２６～３０年度）

施策１４　【魅力創造・発信】

歴史や文化を守り活かし、人をひきつける魅力があふれるまち

若い人の夢とチャレンジを応援することや、はぐくまれてきた歴史資源や文化資源を守り伝え活かすことで、市民のまちへの愛着と誇りを高め、まちの魅力を高めていくとともに、それらを戦略的・効果的に発信していきます。そうした取組を通じて、交流人口、活動人口、定住人口の増加を図り、人をひきつける魅力があふれるまちをめざします。

１．施策を考える背景

- まちの魅力を高め、イメージを向上していくためには、市内外に向けた戦略的・効果的なシティプロモーションが求められています。今後は、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが重要となるため、さまざまな地域資源を活かした取組を実施し、まちの魅力を多様な情報発信媒体（SNS 等）を活用して市民とともに発信していく必要があります。
- 築城４００年を機に尼崎城が再建されることを契機として、多様な関係者が一体となって観光の観点から地域の魅力をさらに高め、交流人口の増加や地域経済の活性化、地域への誇りと愛着の醸成につなげていく必要があります。
- 「尼崎市文化ビジョン」に基づき、「文化の担い手が活躍しているまち」「文化資本が次世代に継承されているまち」「市民の地域への愛着が高まっているまち」の実現をめざし取組を進めています。
- 本市では地域資源である「お笑い」「落語」を活用し、若者向けのコンテストを開催しているほか、若手芸術家への創造・発表の場の提供、子どもが鑑賞・創作する機会の充実などの取組を通じて、将来を担う若い人の夢を後押ししています。
- また、近年、「工場夜景」や人気アニメのファンによる「地名めぐり」など、尼崎の新たな魅力を地域資源として活用する取組が進んでおり、本市が夢とチャレンジを応援するまちであるというメッセージとともに、そういった新たな魅力を発信していくことが重要です。

子どもが鑑賞・創作する様子

- 本市には、２０００年以上にわたる豊かな歴史と文化がはぐくまれ、その歩みを今に伝える史跡・文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されています。これら地域の豊かな歴史と文化を守り、次世代へ継承するとともに、地域資源として魅力あるまちづくりに活用するため、子どもの頃から地域の歴史や文化に触れる学習機会を提供し、地域全体で文化財や歴史資料等の保全と活用、研究を進めるとともに、こうした取組を支える歴史文化の拠点の整備が必要です。

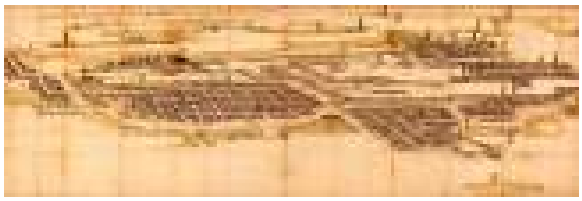
『尼崎城下風景図』【尼崎市指定文化財】
江戸時代の尼崎の町の様子が詳細に描かれた絵図

２．施策の展開方向

1	まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。
2	尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人の交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。
3	まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促進するとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。
4	まちの歴史をともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。

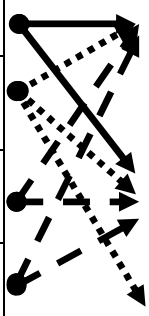

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①さまざまな芸術体験と芸術活動を通じて文化の大切さを理解し、文化の力を活かしたまちづくりを意識します。 ②地域の歴史や文化などに関心を持ち、身近なまちの魅力について、自らがプロモーション役として市内外に発信します。 ③未来の担い手である子どもにまちに愛着を持ってもらうため、地域の豊かな歴史などを伝えていきます。 ④まち全体のさらなる賑わいの拡大をめざし、尼崎城等の新たな魅力の活用や訪日外国人との交流等に努めます。 ⑤事業者等は、尼崎の魅力が感じられる商品の開発やサービス等を提供し、積極的に情報発信に努めます。		
行政	**【展開方向1】シビックプライドの醸成**	**市民・事業者**	**①②③⑤**
	●本市の魅力を高め、戦略的に発信していくことで、市民の尼崎への愛着と誇りの醸成を図ります。 ●子どもたちに地域の歴史や文化に触れる学習機会の提供に取り組みます。 ●見学会・歴史講座の開催等により、市民が地域の歴史や文化財等の地域資源に触れ、学ぶ機会の提供に取り組みます。		
	【展開方向2】観光地域づくりと市内外の交流促進	**市民・事業者**	**①④⑤**
	●観光による地域経済の活性化、まちの魅力と価値の向上、さらなる地域の愛着や誇りの醸成をめざし、地域の多様な関係者が一体となって観光の取組を進めていく仕組みや体制を構築していきます。 ●統計データ等に基づく戦略的な観光プロモーション、ニーズを踏まえた体験型企画の開発などに取り組みます。 ●本市の文化や歴史などの既存の地域資源に直接触れ、魅力を実感してもらうために、新たな地域資源とつなげていくなど、見せ方や組み合わせを工夫し、その価値を高めていきます。 ●姉妹都市・友好都市をはじめとする諸外国との交流に引き続き取り組みます。		
	【展開方向3】新たな魅力づくりによる文化振興	**市民・事業者**	**①②③⑤**
	●若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会の提供に取り組みます。 ●市民が芸術に触れる場づくり、芸術活動の場づくり、子どもの鑑賞・創作機会の充実に取り組みます。 ●はぐくまれてきた伝統・文化について、継承・発展するよう取り組みます。		
	【展開方向4】歴史遺産等の保存と活用	**市民・事業者**	**②③**
	●史跡・文化財、歴史資料等の収集・保存と調査研究に努め、その成果の公開・活用に取り組みます。 ●歴史に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携による歴史遺産等の保存と活用に取り組みます。 ●地域の歴史を調べ、学ぶことのできる拠点施設を整備します。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合**	市民意識調査において、「尼崎市の都市イメージが良くなった・どちらかといえば良くなった」と回答した市民の割合です。戦略的にまちの魅力を発信することにより、都市イメージの向上をめざします。	４２.６％	６６.０％
2	**市内の観光客入込客数**	市内のイベントや観光拠点への訪問者、ホテルの利用者等の数を示す指標です。地域で一体となった取組により、市内外の人の交流を促進します。	２，４０３，０２２人	２，６０３，０００人
3	**尼崎市総合文化センターおよび本市が実施した文化芸術事業への参加者数**	本市の文化振興の中核である総合文化センターおよび本市が実施する文化芸術事業への参加者数を増やしていくことで、まちの文化の担い手を育成します。	３０２，９７５人	３４９，０００人
4	**歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数**	地域の歴史や文化財等に関する情報発信に努め、まちの歴史に関心を持つ市民の割合を高めることで、地域への愛着と誇りをはぐくむことをめざします。	３，６９９人	４，７９２人

分野別計画

尼崎版シティプロモーション推進指針（Ｈ２５年度～）、文化ビジョン（Ｈ２９年度～）、（仮称）尼崎版観光地域づくり推進指針（Ｈ２９年度～）、都市再生整備計画（城内地区・Ｈ２８～３２年度）

施策１５　【環境保全・創造】

環境と共生する持続可能なまち

市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全・創出等に取り組み、良好な環境や限りある資源を享受できるまち、環境と共生する持続可能なまちをめざします。

１．施策を考える背景

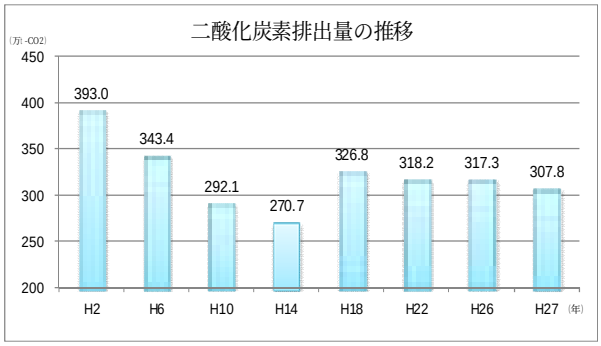

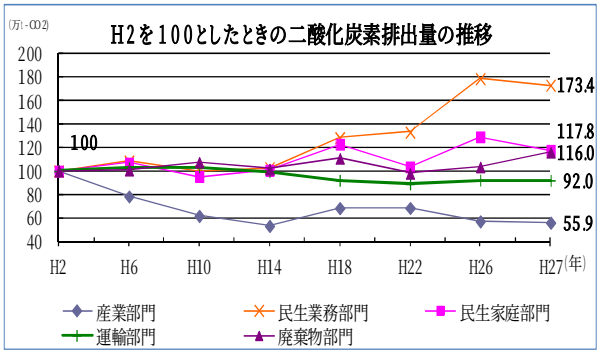

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動、事業者や行政の取組により、大きく改善されてきました。現在においても、猪名川自然林の保全活動やヒメボタルの保護など、市民グループや環境に配慮した事業活動を営む企業等により、さまざまな環境活動が行われています。
- こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動のネットワークを広げていくことが課題です。
- 公害の歴史等に学びつつ、生活環境の保全はもとより、環境モデル都市として推進している温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換など、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組が必要です。市内の二酸化炭素の年間排出量については近年減少傾向がみられますが、部門別にみると、民生業務・家庭部門、廃棄物部門において削減が進んでいないことから、さらなる取組を進めることが課題です。
- 身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全・創出を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造される臨海部の緑地等の良好な環境を次の世代へ継承していくことが課題です。

２．施策の展開方向

1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。
2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。
3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。

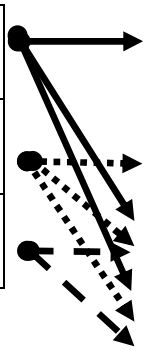

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３.各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①温暖化の防止や循環型社会について学ぶとともに、環境に配慮した物品の購入など、環境に配慮した生活を心がけます。 ②省資源・省エネルギーや自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。 ③ごみの発生や排出の抑制に努めるとともに、再資源化やエネルギーの有効活用のために、分別の徹底に取り組みます。 ④大気環境の保全や水環境の保全等、安全で快適な生活環境の保全に取り組みます。 ⑤身近な自然や生き物を大切にすることを意識し、自然観察や環境保全活動の参加等、生物多様性の保全に取り組みます。		
行政	**【展開方向1】環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成**	**市民・事業者**	**①②③④⑤**
	●普及啓発活動の推進、環境関連情報の集約と発信、環境保全に取り組むコミュニティの醸成等に取り組みます。		
	【展開方向２－１】地球温暖化問題への対応	**市民・事業者**	**②**
	●自然エネルギーの公共施設への率先導入や家庭及び事業所での利用促進、環境マネジメントシステムの活用、環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援等を進めます。		
	【展開方向２－２】循環型社会の形成	**市民・事業者**	**③**
	●効率的かつ持続可能な一般廃棄物の処理システムの構築、未活用の資源やエネルギーの活用方策の検討等を進めます。		
	【展開方向２－３】生活環境の保全	**市民・事業者**	**④**
	●市内の環境監視や事業者への指導及び規制を適正に行います。		
	【展開方向3】自然環境・生物多様性の保全創出	**市民・事業者**	**⑤**
	●自然観察や体験学習等の環境保全活動の推進や支援等に取り組みます。		

４.進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1・3	**身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合**	市民意識調査において、「生物多様性の保全を意識した取組を行っている」と回答した市民の割合です。一人ひとりの意識の向上を図ることで、良好な環境を次の世代へ継承していくことをめざします。	６６.０%	７０.７%
2	**市内における二酸化炭素の年間排出量（うち、民生家庭＋業務部門）**	再生可能エネルギー（太陽光発電等）の導入、省エネルギー、公共交通機関の積極利用やごみの削減といった誰もが実施できる取組を重ねることによって、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が継続的に削減されるよう取り組んでいきます。	３，０７８千ｔ（平成２７年度速報値）（1,１３２千t）	３，３４０千ｔ（平成３２年度）（７４６千t）

※　指標２の目標数値は、第２次地球温暖化対策地域推進計画に定める平成３２年度の目標数値です（平成２年（３，９２９千ｔ）比１５%以上削減）。

分野別計画

環境基本計画（Ｈ２６～３５年度）、第2次地球温暖化対策地域推進計画（Ｈ２３～３２年度）、第2次環境率先実行計画（Ｈ２３～３２年度）、一般廃棄物処理基本計画（Ｈ２３～３２年度）、分別収集計画（Ｈ２９～３３年度）、緑の基本計画（Ｈ２６～３５年度）、尼崎２１世紀の森構想（Ｈ１４年度～）、環境モデル都市アクションプラン（Ｈ２６～３０年度）

施策１６　【住環境・都市機能】

安全・安心、快適でくらしやすいまち

都市基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組むとともに、市民自らが身近な住環境に関心を持ち、防災への配慮や住まいの質、都市景観の向上に取り組むことができるしくみをつくることにより、シビックプライドが向上する魅力あるまちづくりを進め、市民が安全・安心を感じながら、快適でくらしやすさを実感できるまちをめざします。

１．施策を考える背景

- 魅力ある住環境や美しいまちなみを保全・形成し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていけるしくみをつくっていくことが必要です。
- 居住水準や利便性、バリアフリー性能の向上など、安全・安心で快適にくらし続けることができるよう住環境の向上に向けた取組が必要です。
- 近年、空き家が増加する傾向にあることから、老朽危険空き家への対応や空き家の利活用が課題となっています。
- 市営住宅等の老朽化への対応、耐震化、予防保全の観点に立った維持管理が課題となっています。
- 災害時における緊急輸送予定道路や避難路の整備及び自転車・歩行者空間など、道路交通の安全確保や快適化に向けた取組が必要です。
- 台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上に向けた取組が必要です。
- 快適な市民生活とまちの活力を支えるため、公共交通の維持・向上を図り、誰もが移動しやすい交通環境の確保が必要です。
- 道路、橋りょう、河川、公園緑地、上下水道等を計画的・効率的に整備・改修・更新することで、予防保全により長寿命化や維持管理経費の低減等を行うなど、持続可能なまちづくりに向けた取組が必要です。

２．施策の展開方向

1	市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりを進めます。
2	住環境を向上させ、安全・安心にくらし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。
3	都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。

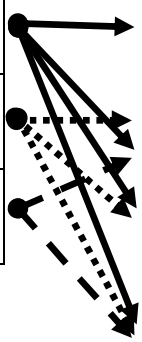

ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①都市景観に関心を持つとともに、景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。 ②地区計画やまちづくりのルール等を自ら定め共有することで、良好な住環境を保全・形成し、災害に強いまちづくりに努めます。 ③道路や側溝の簡易な清掃や緑化等の身近な住環境の維持向上のため、地域で協力し、さらに取組を進めていきます。 ④さまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、事業者等は、良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。 ⑤まちに関する各種制度の活用や条例・規則を知り遵守することにより、住環境の質の向上を図ります。		
行政	**【展開方向１－１】市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承**	**市民・事業者**	**①②③④⑤**
	●地域住民が自ら定めたまちづくりのルールに基づき、良好な住環境の保全・形成や、密集市街地においては防災性の向上も目的とした地区計画等の策定支援に取り組み、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。		
	【展開方向１－２】市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり	**市民・事業者**	**①②③④⑤**
	●市民や事業者等と連携して、都市美形成の推進や景観資源の保全・活用や効果的な情報発信に取り組みます。		
	【展開方向２－1】すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保	**市民・事業者**	**④⑤**
	●子育てファミリー世帯を中心とする居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組みます。 ●耐震化やバリアフリー化の促進に取り組みます。 ●老朽危険空き家の所有者等への指導等を強化するとともに、関係団体と連携し、空き家の利活用等を含めた対策に取り組みます。		
	【展開方向２－２】公園緑地、住宅等の維持・整備・更新	**市民・事業者**	**④**
	●公園緑地、市営住宅の長期的な視点に立った効率的な維持管理や整備、更新、耐震化等を進めます。		
	【展開方向３－１】都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出	**市民・事業者**	
	●災害時緊急輸送予定道路や避難路の整備及び自転車・歩行者空間など道路交通の安全確保や快適化に取り組みます。 ●台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上を図ります。 ●地域の実情に即したバスネットワークを中心とする公共交通サービスの充実に取り組みます。		
	【展開方向３－２】適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減	**市民・事業者**	
	●都市基盤の計画的・効率的な整備・改修・更新により、長寿命化等に努め、維持管理費の低減等に取り組みます。		

４．進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1・2	**現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合**	市民意識調査において、「現在の住まいをはじめとする住環境は快適でくらしやすい」と回答した市民の割合です。安心して暮らせる住環境の確保に取り組むことで、市民がくらしやすいと実感できるまちづくりを進めます。	８３.５%	９０.０%
3	**都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合**	市民意識調査において、「市内の道路や上下水道等の都市基盤が整っており、利便性が高く安全で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。道路、橋りょう、河川、上下水道等を計画的に整備・改修・更新することで利便性と防災性の向上をめざします。	８２.０%	９０.０%

分野別計画

都市計画マスタープラン（Ｈ２６～３５年度）、都市美形成計画（Ｈ２４年度～）、住宅マスタープラン（Ｈ２３～３２年度）、緑の基本計画（Ｈ２６～３５年度）、耐震改修促進計画（Ｈ２８～３７年度）、都市計画道路整備プログラム（Ｈ１５～３０年度）、水道・工業用水道ビジョンあまがさき（Ｈ２２～３１年度）、下水道中期ビジョン（Ｈ２４～３３年度）、立地適正化計画（Ｈ２９～３５年度）、空家等対策計画（Ｈ２９～３３年度）、地域交通計画（Ｈ２９～３８年度）

5. 主要取組項目

「ありたいまち」を実現していくためには、各論で示したとおり、さまざまな施策において取組を進めていかなければなりません。

一方で、まちづくり構想に示すように「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたって持続させていく」ためには、未来に向けて重点を置いた取組を進めることが必要です。

主要取組項目は、各施策における「施策を考える背景」や、本市が置かれている状況等を踏まえ、その改善を図るとともに、強みを活かしていくために、計画期間において特に重点的に取り組む項目としてまとめています。

(1) 後期計画における主要取組項目

前期計画において、主要取組項目は各年度において事務事業の選択や再構築を行うこととし、取組を進めてきました。前期計画を推進していくなかで、総合戦略の策定や施策評価の結果などを通して４つの「ありたいまち」ごとに、今後注力すべき具体的取組が整理されてきたこと、また、総合計画の１０年間で達成されるまちの姿をよりイメージしやすいものとするため、前期計画に示す主要取組項目を踏襲するなかで、後期計画期間の５年間に取り組む方向性をより具体的に示しています。

(2) 主要取組項目に関する施策間の連携

主要取組項目を推進していくにあたっては、めざす方向性に沿って関連する施策を念頭に置きつつ、連携を図っていくことが不可欠です。

後期計画期間における取組の方向性がどのような施策と関連しているのか、それぞれの施策とどのように連携させていくのか、取組の方向性と施策の関係性をイメージ図とあわせて記載しています。

「ありたいまち」と主要取組項目

主要取組項目１
人の育ちと活動を支援する

✧地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力、学力を向上

✧市民の力を地域活動につなげ、地域コミュニティの活性化を支援

主要取組項目４
まちの持続可能性を高める

✧よりよい住環境を創出

✧公共施設の再配置・機能向上により、持続的に市民活動を支援

「ありたいまち」

主要取組項目２
市民の健康と就労を支援する

✧生涯を通し社会参画できるよう、健康を支援

✧社会とのつながりを保ち、安定生活を送れるよう、就労や自立を支援

主要取組項目３
産業活力とまちの魅力を高める

✧新たなニーズに応える事業活動を支援し、地域内の経済循環を創出

✧魅力の再発見・創出と戦略的発信による尼崎の魅力向上

①人の育ちと活動を支援する
～「人が育ち、互いに支えあうまち」に向けて～

【後期計画期間における取組の方向性】

■「『学びの先進都市』の推進」
■「子どもの育ちと活動への支援」
■「自治のまちづくりの推進」

■「学びの先進都市」の推進

学力向上対策の取組等により、本市の学力は概ね全国平均レベルとなった一方で、市民意識調査では学校教育について、重要度に対して満足度が低いという状況にあります。そのため子どもから大人までの学びと育ちを支援する拠点として、寄贈を受けた旧大学施設をあまがさき・ひと咲きプラザとして整備します。

あまがさき・ひと咲きプラザには、「学びと育ち研究所」を設置し、学力調査の分析などによるさらなる学力の向上に加え、子どもたちが主体的に生きていくための必要な力を身につけ、様々な場面で活躍できる大人へと成長できるよう、データを活用した科学的根拠に基づく研究を行い、今後の政策立案や教員の指導力向上に活かしていきます。また、青少年施策の拠点施設として「学生会館」及び「学び館」を整備し、青少年が社会性を身につけるとともに、社会参画を促進するためのしくみづくりを検討します。

さらには、まち全体を大学になぞらえて官民が連携しながら誰もが参加できる魅力的な学びの機会を創っていく、みんなの尼崎大学事業を展開し、「学びの先進都市」をめざします。

■子どもの育ちと活動への支援

市民意識調査結果によれば、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じている人の割合が 50%を下回っています。こうしたことから、子育てについて気軽に相談でき、ニーズに応じたさまざまなアドバイス等を行う相談窓口を設置します。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等に対応するため、引き続き、保育施設や児童ホームの待機児童の解消や公私立保育所の環境改善にも取り組みます。こうした取組等によって、子どもの健やかな育ちや子育て世帯を支援し、安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。

一方で、発達障害やその疑いのある子ども、児童虐待の相談件数の増加や不登校児童・生徒が多数存在するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、多様化し、複雑化、深刻化しています。そういった子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな課題に対応するためには、福祉、保健、教育などの施策を連携した取組や、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援が必要となります。このため、子どもの育成に関する支援の拠点として、あまがさき・ひと咲きプラザの「育ち館」に子どもの育ちに係る支援センターを設置し、関連分野の有機的な連携と、早期に、かつ年齢に応じて切れ目なく、総合的かつ継続的な支援に取り組みます。

さらに、あらゆる青少年が社会性を身に付け、自己肯定感をはぐくむことができるよう、その新たな拠点として、「学生会館」及び「学び館」を整備し、青少年の居場所づくりなどに取り組むとともに、さまざまな青少年の社会参画を促進するしくみづくりを検討します。あわせて、地域の公共施設等を活用し、青少年施策の全市展開を図ります。

■自治のまちづくりの推進

今後のまちづくりには、自分たちの地域をより良くしていくための役割が私たち一人ひとりにあるという自覚とそれに基づく行動、地域コミュニティにおけるお互いの尊重と支えあい、市民等の参画と協働といった自治の力をさらにはぐくんでいく必要があります。市制 100 周年を契機に制定した「尼崎市自治のまちづくり条例」には、こうした自治の基本理念や各主体の権利や責務を盛り込むとともに、情報共有や参画といった住民自治に必要な事項も規定しています。この本市がめざす自治のまちづくりの推進のためには、まずは条例の趣旨に則り、地域に根差して物事を考え、行動できる職員の育成に取り組み、地域とともにまちづくりを担っていく関係を築いていきます。

自治のまちづくりの推進に向けては、条例にもあるように、学びが非常に重要となります。「学び」には知見を深め、情操を豊かにするといった効用があり、生きがいや健康などを通して、人生を豊かにするものです。さらに、学びを通して、地域や社会に興味を持ち、尼崎にかかわるさまざまな人々がともに考え、行動し、学びの成果を身近な人や地域社会に還元することは、まちの課題解決や魅力の向上にもつながります。

そこで、まち全体を「大学」になぞらえて、官民が連携しながら誰もが参加できる魅力的な学びの機会を創っていく、みんなの尼崎大学事業を展開するなど、社会教育機能の充実を図ります。

あわせて地域においては、そのような学びをきっかけとした活動の輪を広げていける環境づくりが必要であるとともに、職員もともに学び、考え、そして保健福祉、防災などのあらゆる分野で、人や活動をつないでいくなどの役割を担っていかなければなりません。こうした体制整備に向け、「地域振興体制の再構築」に取り組んでいきます。

【施策間の連携イメージ】

このイメージ図は、複数の施策が歯車のように噛みあうことにより、「ありたいまち」を実現する原動力（エンジン）となる姿を表したものです。

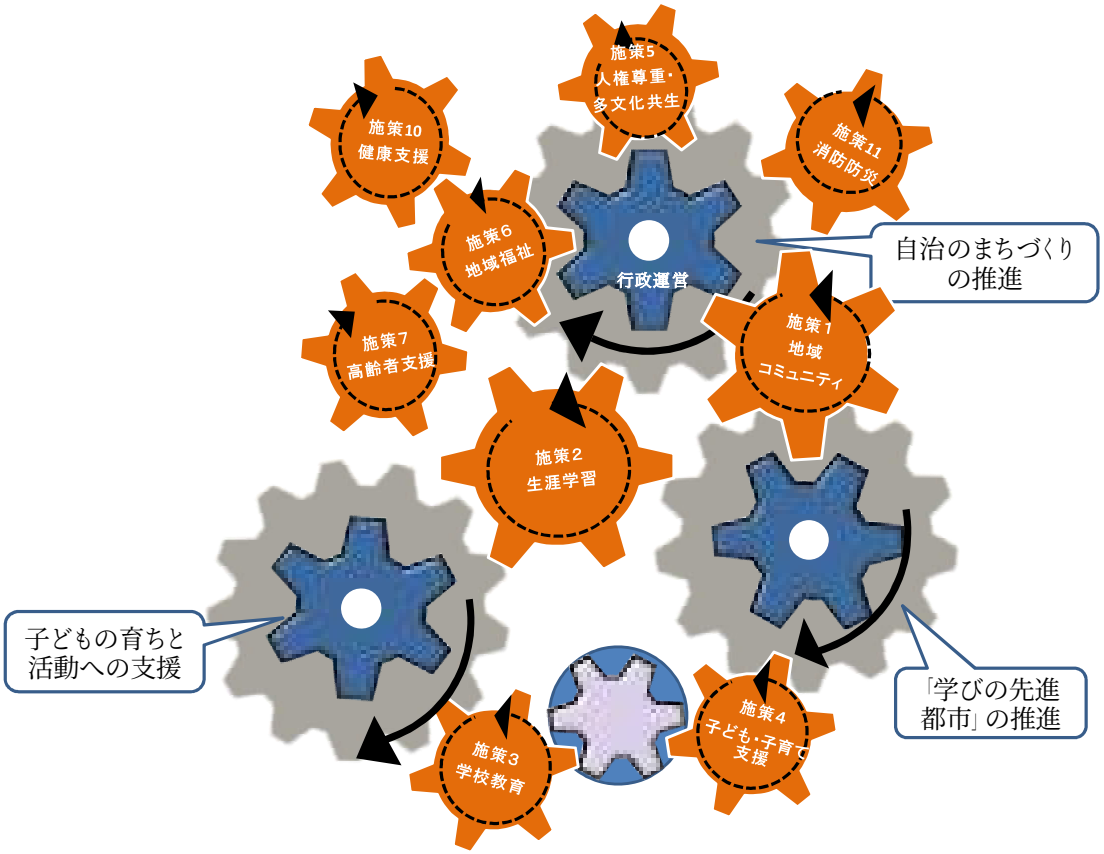

②市民の健康と就労を支援する
～「健康で、安全・安心を実感できるまち」に向けて～

【後期計画期間における取組の方向性】

■「市民の健康寿命の延伸」
■「地域と支える高齢者支援」
■「切れ目のない自立支援」

■市民の健康寿命の延伸

団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者となる平成３７年（2025 年）、また、その後も進行していく超高齢社会を見据えたとき、すべての市民が生涯を通し健康に生活することが大切です。そのためには、若いころからの健診の受診や生活習慣の改善をはじめ、また、高齢期における運動習慣など、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。

本市では、健康寿命の延伸のため、子どものころから望ましい生活習慣を選択できる力の習得、予防可能な病気を発症・重症化させない、介護を要する状態にさせない・軽度を重度化させないということを目標に、ヘルスアップ尼崎戦略を展開し、施策を連携してライフステージに応じた生活習慣病予防に取り組んでいます。特に、超高齢社会の中では、介護予防の推進や認知症対策は喫緊の課題であり、重点的に取り組みます。また、従業員の健康管理や健康づくりの取組は生産性や従業員の創造性の向上にもつながることから、市内企業における健康経営の取組を進めます。

また、たばこは健康に悪影響を及ぼし、さまざまな疾患の発症と関連していることから、喫煙や受動喫煙による健康影響の予防や路上喫煙の防止に取り組みます。加えて、吸い殻のポイ捨てなどの対策を進めることで、健康で安全・安心・快適に生活できるまちをめざします。

■地域と支える高齢者支援

少子化・高齢化の進行や地域社会のつながりが希薄になる中で、社会的孤立を防ぎ、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会を実現するためには、市民一人ひとりの「お互いに支えあう」という意識を醸成するとともに、支援が必要な人をみんなで支えるしくみづくりが必要です。そういった地域活動の担い手育成の場づくりなどへの支援を行うとともに、地域や専門機関としっかりと連携し、情報共有を図りながら地域の福祉課題解決に取り組みます。

特に、高齢者に対する支援については、高齢者自身の健康づくりや介護予防への取組が必要であるとともに、介護の担い手の確保が課題となっています。そのため、訪問介護員等の介護の専門職については、要介護者などの重度者に重点化を図るとともに、新たな担い手の拡大に向けては、要支援者等の比較的軽度な状態にある高齢者の家事支援や地域の訪問型支えあい活動の一員となって従事する「生活支援サポーター」の養成に取り組みます。

また、地域における医療機関・介護サービス事業者等の連携・協力を推進し、高齢者が住み慣れた場で、自分らしい生活を続けられるよう、地域とともに高齢者を支えるまちをめざします。

■切れ目のない自立支援

近年、貧困の世代間連鎖が問題となっています。すべての子どもが健やかに育つ社会をめざすためには、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を越えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることに取り組みます。

くらしに困っている方々は、保健・福祉分野にまたがる複数の課題を抱えていることも多く、その課題解決にあたっては、保健・福祉に係る職員が十分に連携できる体制の整備が必要です。そのため、本市では、市内２箇所に保健福祉センターを整備することに加え、あまがさき・ひと咲きプラザの「育ち館」に子どもの育ちに係る支援センターを設置することとしており、それらの組織が有機的に結びつくなかで、切れ目のない相談支援体制を構築します。また、平成２７年（2015 年）から設置している「しごと・くらしサポートセンター尼崎」についても、保健福祉センター内に設け、就労や自立に向けた支援に引き続き取り組みます。加えて、これまで課題となっていた支援が必要な方で、社会的に孤立しているなどの潜在的なニーズに対しては、関係機関等からの情報提供に基づき、アウトリーチによる早期の把握、支援に取り組むとともに、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組みます。

【施策間の連携イメージ】

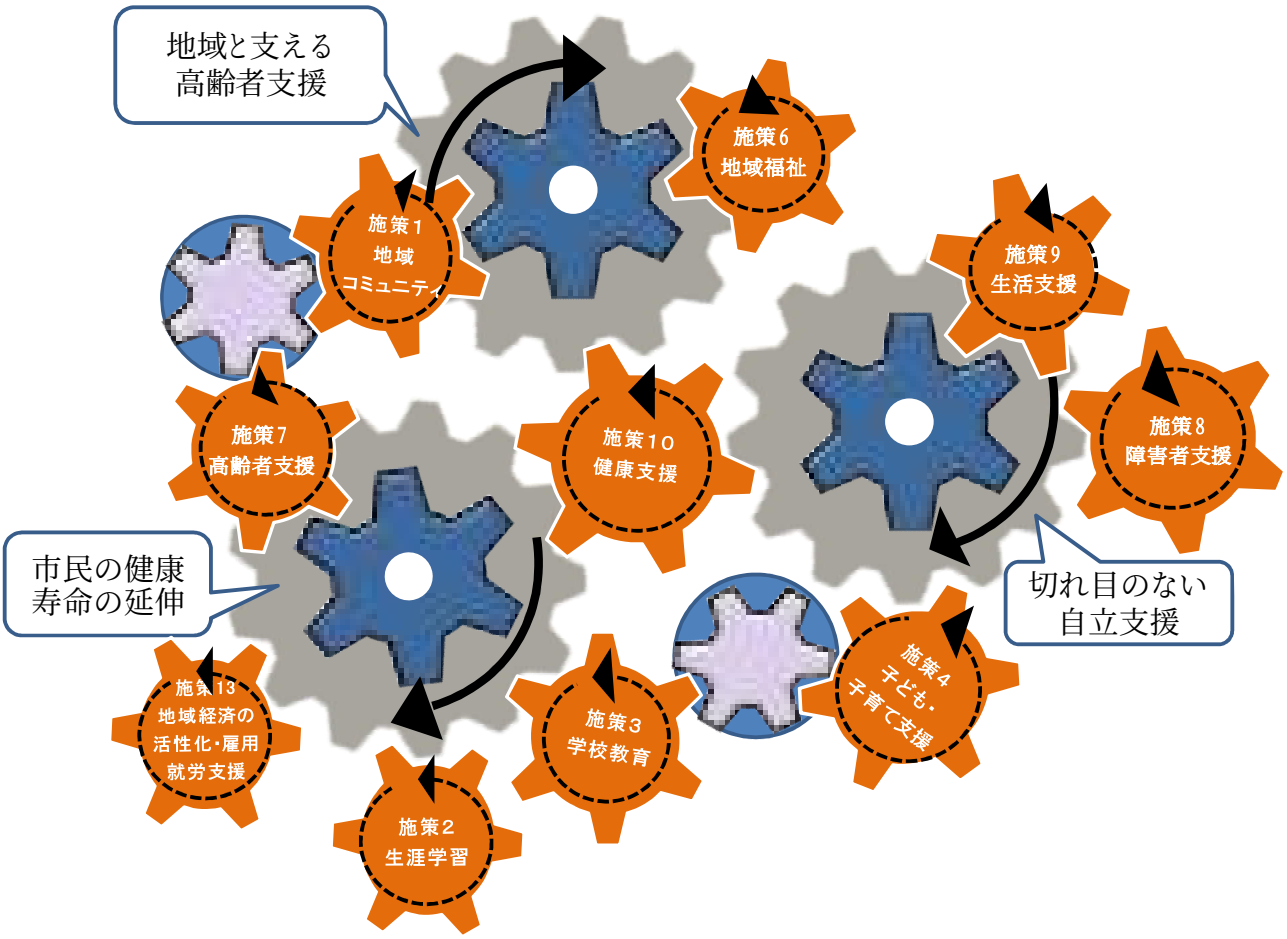

③産業活力とまちの魅力を高める
～「地域の資源を活かし活力が生まれるまち」に向けて～

【後期計画期間における取組の方向性】

■「時代の変化に即した産業の振興」
■「地域の『稼ぐ力』を引き出す観光地域づくり」
■「市民とともに取り組むシティプロモーション」

■時代の変化に即した産業の振興

本市は２０代前半の若年層が転入超過であることが特長であり、地域における活発な産業活動により雇用や就労を安定させることは、さらなる若者の流入や定住につながり、まちの活力を高める重要な要素です。

本市では、平成２６年（2014 年）に尼崎市産業振興基本条例を制定し、産業都市として発展してきた強みを活かしつつ、時代の変化に対応した「産業の振興」、産業の新陳代謝を進め、新たな雇用の創出につながる「起業の促進」、産業の振興を支える重要な経営資源であるとともに、市民生活を安定させる経済的な基盤となる「雇用就労の維持創出」の３つの基本理念のもと、産業施策を推進していきます。

少子化・高齢化が進む社会情勢においては、起業の促進やソーシャルビジネスを含む創業支援は特に重要であり、地域経済の好循環に欠かせないものであることから、引き続き、産業関係団体や金融機関との連携を図りつつ、創業支援オフィス「アビーズ」への支援や長期実践型インターンシップの実施などを通じて、産業支援団体や金融機関とも連携を図りながら、創業支援や人材育成に重点的に取り組みます。

■地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくり

市制１００周年を経た本市は、かつて尼崎城を中心とした城下町を礎に、産業都市として発展してきました。築城４００年を機に再建される尼崎城をはじめとする城内地区のまちづくりは、新たな地域資源として本市の魅力を飛躍的に向上できるチャンスです。それを着実に進めることで新たな都市イメージを定着させ、また、本市の他の地域資源とつないでいくことにより、交流人口を増加につなげる取組を進めます。

関西へのインバウンドが増加しているなか、そういった観光地域づくりの実現に向けては、尼崎の持つ歴史や文化などの地域資源を観光の視点で分析し、観光的価値を付加していくとともに、戦略的にマネジメントしていくことが必要です。こういった取組を地域と一体となって進めていくため、その舵取り役として、観光関係者のプラットフォームになる「尼崎版ＤＭＯ」の設立についても検討を進め、交流人口の増加とともに、地域経済の活性化に両輪で取り組んでいきます。

■市民とともに取り組むシティプロモーション

本市は、交通アクセスの利便性、産業のまちとしての技術力、充実した子育て支援施設などに加え、長い歴史とともにはぐくまれてきた様々な歴史資源といったたくさんのまちの魅力があります。一方で、治安や教育、そして、かつての高度経済成長期に直面した公害といった負のイメージなどの課題があり、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進していくためには、まちの魅力をさらに高めるとともに、課題を解消し、これまでのマイナスイメージを払拭していくことがまちの魅力の増進につながります。

変貌を遂げつつあるまちの姿や、歴史、文化などの本市の魅力を戦略的・効果的に発信していくため、定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」では、市民がまちの魅力を発信するしくみを構築しており、市民のまちに対する誇りや愛着を醸成するとともに、市外の方からも「選ばれる」まちに向け、引き続き、市民や本市に関心を持っていただける皆さんとともにシティプロモーションに取り組みます。

【施策間の連携イメージ】

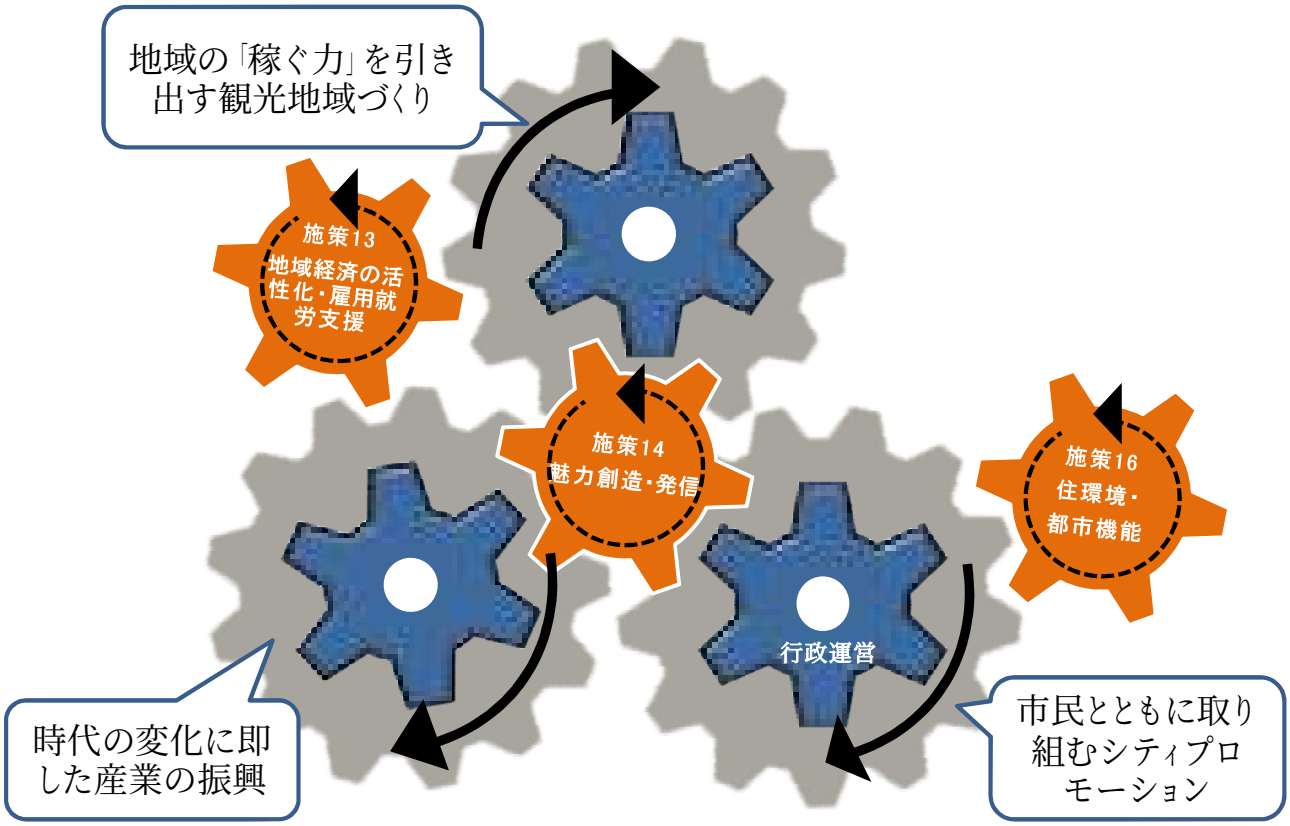

④まちの持続可能性を高める
～「 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」に向けて～

【後期計画期間における取組の方向性】

■「よりよい都市機能の創出」
■「経済と環境の共生したまちづくり」
■「公共施設マネジメントの着実な推進」

■よりよい都市機能の創出

良好な住環境の形成は、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進につながる重要な要素です。そのための取組の一つとして、本市では平成２７年（2015 年）に「尼崎市危険空家等対策に関する条例」を制定し、適切な管理がなされていない空家等への対策を進めています。この取組は市民の安全・安心につながるだけでなく、今後、空家等の実態を踏まえるなかで定住・転入の促進につながるよう空家等の利活用について検討していきます。

そういった「都市課題」を「都市魅力」へと転換する取組として、本市は自転車総合政策にも取り組んでいます。地理的特性などから自転車に適したまちである本市は、過去から自転車事故や放置自転車などが長年の課題となっていました。そのため、平成２９年（2017 年）に「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を制定し、盗難防止や駐輪対策などを効果的に進めるとともに、自転車走行環境の整備を進め、自転車が持つメリットである環境や健康面などを活かしたまちづくりに取り組みます。

また、引き続き、道路・橋りょうなどのインフラについては予防保全の観点から計画的に長寿命化に取り組み、災害に強い、安全、安心なまちづくりを進めていきます。

■経済と環境の共生したまちづくり

本市は、平成２４年（2012 年）から市内環境の向上と地域経済の活性化などを目的とした事業展開を行っており、そうした取組によって平成２５年（2013 年）には低炭素社会の実現に向けて高い目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」に選定されました。最近では尼崎版スマートコミュニティが実現するなど、経済と環境が共生するまちに変貌を遂げつつあります。引き続き、市内の省エネルギー活動を支援し、市域内の温室効果ガス及びエネルギーコスト削減に取り組みます。

さらに、本市の産業都市としての高い技術力やコンパクトな市域であることなどを活かしながら、環境を守るだけでなく、それが地域経済の活性化につながるしくみづくりに、積極的に取り組みます。

■公共施設マネジメントの着実な推進

本市の公共施設については、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、急増する人口や市民ニーズに対応するため整備されたものが多く、今後、次々と更新の時期を迎えることから、その対応が大きな課題となっています。

このような中、人口減少や引き続き見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、公共施設全体に対して、中長期的視点で身の丈にあった施設保有量・施設規模となるようマネジメントしていく必要があります。

その取組にあたっては、公共施設の「量」の縮減だけでなく、防災対策としての耐震性の確保や省エネルギー化、バリアフリー化のほか、新たな交流の創出や市民活動の一層の促進が図れるよう効果的に進めていきます。

これらの詳細な取組については、次ページからの「行政運営」の項目で記載しています。

【施策間の連携イメージ】

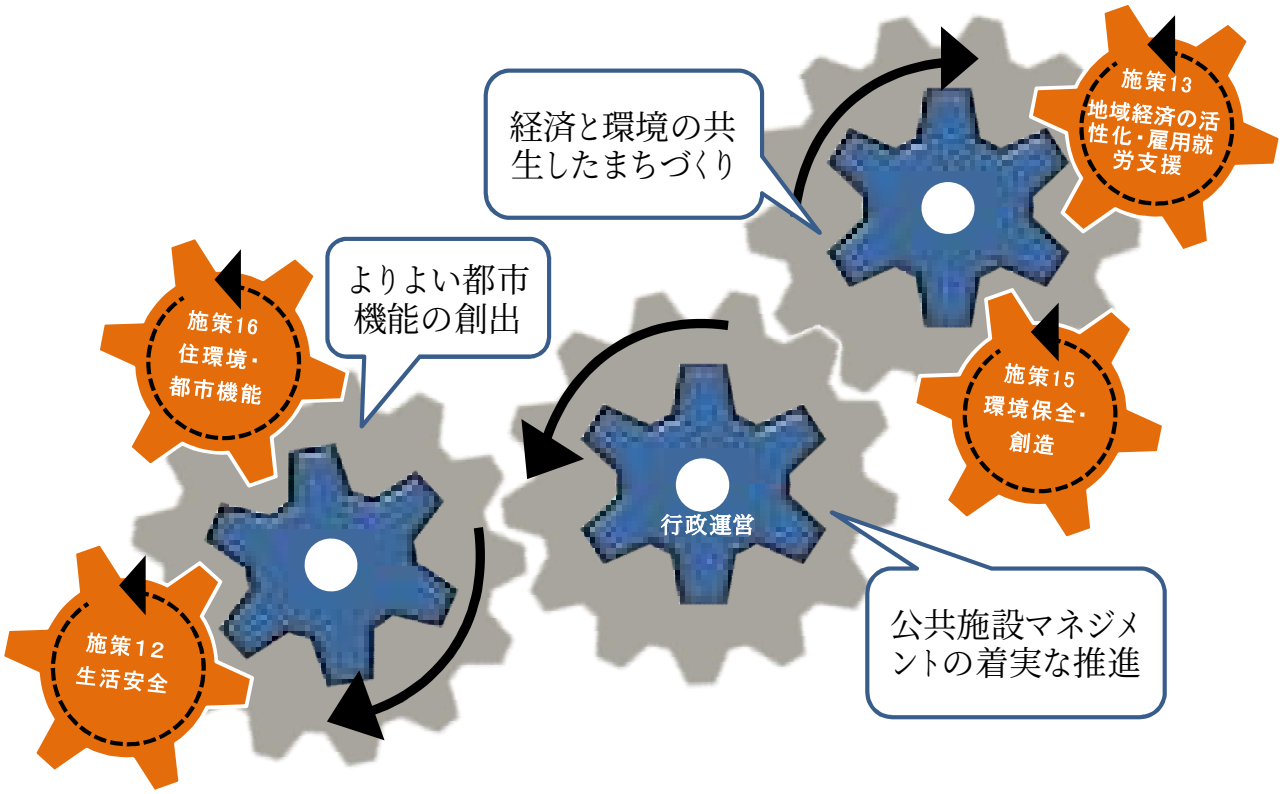

6. 行政運営

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためには、効率的・効果的にまちづくりに取り組む必要があります。また、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態をめざしていかなければなりません。公共施設の再配置を含めた、行政サービスや支援についても、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

さらに、地域課題が複雑多様化するなかで、今後のまちづくりには、これまで以上に市民・事業者・行政がともになって進めていく必要があります。地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をさらに進めていく必要があることや、行政の役割が「公共サービスの主たる担い手」であることにあわせて、「コーディネーター的な役割」も求められてきていること等を踏まえ、職員一人ひとりの資質向上を図っていく必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、次のような取組を進めます。

(1) ともにまちづくりを進めるために

■自治に向けた視点の醸成

本市は平成２８年（2016 年）に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例制定により、本市としてのまちづくりに対する姿勢を将来にわたって示すとともに、この条例をシチズンシップを高めるためのツールとして位置づけ、市民及び行政が情報を共有し、学び、考え、行動し、ともに本市の将来を担っていく関係を築き、ひいてはまちの魅力を高めていきたいと考えています。

この条例に基づき、自治のまちづくりを推進するためには、まずは職員がまちづくりにかかわる各主体の間に立ち、その「つなぎ役」としての「コーディネーター的な役割」を担うことがより重要となります。そのため、職員は、自分の担当業務以外にも、市全体の取組やその方向性を知るほか、必要に応じて庁内外に積極的につないでいくような意識を持ち、市民とともに行うまちづくりを幅広い視野と総合的な視点から支援する必要があります。そういった自治に向けた視点を醸成し、ファシリテーション能力を高めることで、地域との信頼関係を築きながら、まちづくりに取り組んでいきます。

■まちづくり情報の共有化と参画の促進

自治のまちづくりを推進するためには、職員の行動規範の変革だけでなく、市はこれまで以上にまちの魅力を高め、市民が市政に関心を持ち、積極的に市政に参画できるよう、多様な手法を検討するとともに、その環境をつくることが必要です。

そのため、市はこれまでのように説明責任を果たすだけではなく、市が保有する情報をわかりやすく、タイムリーに公開し、まちづくりを身近に感じられるようしっかりと市民と共有することで、まちづくりへの関心やシチズンシップを高めるとともに、地域を支える人材がはぐくまれる環境づくり、さらには、より多くの市民の知識と経験がまちづくりに活かされるしくみづくりに取り組みます。

(2) 市民生活を支え続けるために

■持続可能な行財政基盤の確立

今後も、さらなる高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加が見込まれるなか、行政として「ありたいまち」の実現に向けて施策を展開していくためにも、引き続き、行財政改革に取り組む必要があります。

また、各施策においてさまざまな取組を進めるなかで、市民、事業者、行政が協力し、まちの発展や税源の涵養を図るほか、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入促進や、健康で自立した生活の確保などについても取組を進め、弾力性のある財政構造の構築を図ります。

「ありたいまち」の実現に向けて施策を展開していく上で、今後も政策的に様々な投資的事業が必要となりますが、将来負担の抑制との両立をめざし、将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

さらには、予期せぬ経済不況や自然災害の発生など、緊急的な財政需要にも対応できるよう、基金残高の確保に努めるなど、社会経済情勢等の変化に強い、持続可能な行財政基盤の確立をめざします。

■公共施設マネジメントの着実な推進

少子化・高齢化の進行とともに、引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設の量、質、運営コスト等の最適化をめざし、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を平成２６年（2014年）に策定し、その中で、今後３５年間で公共施設の保有量の３０％以上削減をするという数値目標設定するとともに、「圧縮と再編」と「予防保全による長寿命化」及び「効率的・効果的な運営」の３つの方針を定めています。

「圧縮と再編」の取組については、平成２９年（2017年）に策定した「第１次尼崎市公共施設マネジメント計画」に基づいた施設の見直しや施設の設置目的にとらわれない効率的利用に向けた取組の徹底により、施設の総量を圧縮し、ライフサイクルコストの削減をめざします。取組を進めるにあたりましては、公共施設は市民サービスを提供する拠点であることから、市民・利用者、関係団体等からの意見を踏まえ、十分な調整を行いながら、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう、慎重かつ着実に進めていきます。

また、「予防保全による長寿命化」については、これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化などに取り組み、施設の維持管理に係る財政負担の平準化を行うとともに、「効率的・効果的な運営」については、電力の自由化を踏まえた新電力の活用や指定管理者制度の拡大等により、施設維持管理経費の縮減に引き続き取り組んでいきます。

(3) 行政運営の実効力を高めていくために

■職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備

高齢化の進行に加え、生活様式や価値観などの多様化に伴うニーズの増大に対応するためには、公共サービスの担い手の更なる見直しを図るなど、効率的な行政運営が求められます。そのためにも職員は公権力の行使に係る業務や市民とともに学び、考え、互いに力を出しあいながら課題解決に向けた政策立案に取り組む業務など、高度な専門性を有する業務に集中していく必要があります。しかしながら、これまで実施してきた人事評価結果を踏まえる中で、職員の「企画力」や「マネジメント系」の能力の向上は課題であることから、職員に対して求める能力をより明確にすることで職員の行動変容を促していくとともに、適宜、研修内容を見直し、職員の強みを伸ばし、弱みを改善していくような人材育成に取り組みます。

また、そういった職員の成長を支えながら、複雑化する地域課題へ柔軟に対応するための組織体制の整備に取り組みます。

7. 計画の推進

「ありたいまち」の実現に向け、計画を推進していくなかで、社会情勢や市民意識等を踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていくことが必要です。

そのためには、継続的に、各施策をはじめ、「主要取組項目」や「行政運営」についても「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要です。

■「施策評価」の実施とその目的

今後、さらに高齢化が進行していくことが見込まれるなか、「ありたいまち」の実現に向け、持続可能なまちづくりを進めていくためには、限られた財源、人材等をこれまで以上に効率的に活用していく必要があります。

本市では、総合計画・総合戦略の進捗確認をはじめ、各施策の効果的・効率的な推進等を目的に、平成２６年度（平成２５年度決算）から、毎年、決算時に「施策評価」を実施しています。「施策評価」とは、総合計画に掲げる各施策の展開方向ごとに各年度の取組状況の振り返りを行い、その施策がどのように取り組まれ、市民生活にどのような効果があり、また、どこに課題があるのかを確認し、事業の見直しや新たな政策立案につなげるためのしくみです。

①効率的・効果的な施策の推進

施策評価では総合計画に掲げる各施策の展開方向ごとに、総合戦略の取組も加味して、その進捗状況を把握しています。その評価は、毎年度実施する市民意識調査により各施策に対する市民の皆様の重要度や満足度を把握し、各施策の展開方向ごとに設定する目標指標の推移、各施策を推進するための主要な事務事業の実績等をもとに行っています。その各施策の評価を踏まえ、事務事業の重複度合いや優先度を分析し、事務事業のスクラップアンドビルドや喫緊に対応する必要がある施策を重点化するなど、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

この施策評価を毎年度実施することにより、限られた財源や人材の中で、本市を取り巻く状況の変化に迅速に対応し、市民の皆様のニーズや行政課題に柔軟に対応していきます。

②意識の共有

施策を効果的・効率的に推進していくためには、職員が本市の置かれた状況を認識し、施策の目標や抱える課題を共有することが重要です。施策評価のプロセスを通じて、市長から担当者までがそれらを共有し、事務事業の改善や施策の立案につなげていきます。

また、施策の達成状況を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政への参画につなげていきます。